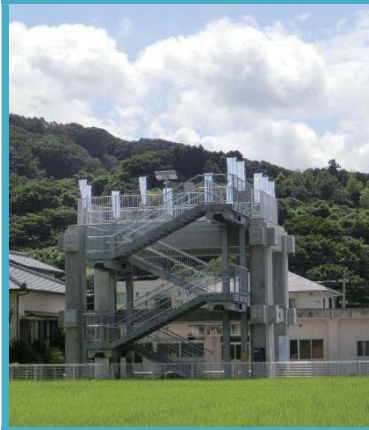







**伊豆市“海と共に生きる”  
観光防災まちづくり推進計画**  
～伊豆市津波防災地域づくり推進計画～  
**<第3版>**  
平成31年 4月  
伊豆市



＜表紙写真のキャプション＞

<p>ワークショップ (3 回目土肥・小土肥地区) H28.7.20</p> 	<p>オープンハウス (スーパーAoki 前) H28.11.14～20</p> 	<p>第 6 回 推進協議会 H29.11.22</p> 
<p>伊豆市“海と共に生きる” 観光防災まちづくり推進計画 ～伊豆市津波防災地域づくり推進計画～ ＜第3版＞ 平成 31 年 4 月 伊豆市</p>		<p>伊豆市宿泊施設連携 津波避難誘導訓練 H29.3.5</p> 
<p>津波避難タワー と観光防災まち づくりのぼり (小土肥地区) H29.8</p> 	<p>市民集会 H30.6.25</p> 	<p>意見交会 (八木沢地区) H30.10.12</p> 
<p>小中一貫校も 考える会 H30.12.4</p> 	<p>レジリエンスア ワード H30.3.20</p> 	<p>海のまち安全創 出エリア決定キ ャンペーン H30.3.28</p> 

## はじめに



本市土肥地域は、海や温泉などの豊かな自然に恵まれ、観光業や水産業など、地域の生活・産業はこうした豊かな自然によって支えられています。しかし、時として自然は、災害により私たちの生活や生業に影響を与えることがあります。また、土肥地域を含め市内全域で、少子高齢化や人口減少が進行している状況にあります。

そのため本市では、自然と上手に付き合いながら、持続可能で活力ある地域づくりを進めるため、地域のみなさんとの話し合いを重ね、「伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画」を策定しました。

今回の改訂では、地域のみなさんの意向により選択した全国初の「海のまち安全創出エリア」指定に伴い、トップランナーとして進めるための充実を図りました。

今後更に、地域のみなさんや事業者、行政が一体となって、本推進計画に示された取組みを実行し、観光、環境、防災のバランスのとれたまちの実現を目指していきます。

平成 31 年 4 月 15 日

菊地 豊



## 目次

第1章 観光防災まちづくり推進計画の背景・目的	1
第2章 伊豆市の現状と土肥地域が抱える災害リスク	2
1 地形・気候	2
2 人口・世帯数	3
3 歴史・文化	5
4 産業	6
5 まちづくりに係る動向	9
6 土肥地域が抱える災害リスク	12
7 推進計画策定前までに行われた津波対策に係る検討	20
8 推進計画策定前までに行われた津波対策	22
第3章 観光防災まちづくりを推進するための基本的な方針	26
1 基本方針	26
2 取組方針	27
第4章 推進計画区域	31
第5章 観光防災まちづくりの実現に向けた ハード・ソフト対策	32
1 リスクを理解し観光と防災を共生させるための考え方	32
2 ハード・ソフト対策の体系	42
3 ハード・ソフト対策の一覧	43
第6章 推進計画実現に向けた今後の進め方	62
1 今後さらに検討が必要な事項	62
2 推進体制	64
3 推進計画の評価・検証	65



## 第1章 観光防災まちづくり推進計画の背景・目的

本市は、静岡県の伊豆半島中央部に位置し、伊豆半島の広域的な交流拠点として、「人」と「まち」がいきいきと光り輝く、住んでよかった、いつまでも住み続けたいと心から思えるような魅力と活力にあふれる「持続可能なまち」の創造を目指しています。『自然・歴史・文化が薫る誇りと活力に満ちた「伊豆半島の<sup>クロスロード</sup>新基軸」・伊豆市 ～いつまでも住み続けたい 次世代に笑顔をつなぐ礎づくり～』は第2次伊豆市総合計画のめざすまちの理念となります。

本市の海の玄関口である土肥地域は、駿河湾に面した西部に位置し、土肥温泉、土肥海水浴場、土肥金山、ギネスブック認定世界一の花時計のある松原公園など、自然環境や観光資源に恵まれた地域です。また、平成30年度には伊豆縦貫自動車道が(仮称)天城湯ケ島インターチェンジまで延伸予定であり、国道136号の下船原や土肥峠におけるバイパス整備により、土肥地区の観光地へのアクセス向上や災害に強い道路ネットワークの構築が期待されます。一方で、人口減少、少子高齢化の進行や、地震・津波や土砂災害などの災害リスクなどの課題を抱えている地域でもあります。そのため土肥地域では、地域のくらしや観光業をはじめとする産業を維持しながらも、災害リスクからの安全・安心を確保していくことが重要となってきます。

これをうけ本市では、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づきながら、伊豆市全域を推進計画区域とした【環境】・【観光】・【防災】のバランスのとれたまちづくりを進めるうえでの方向性や取り組みを示すことを目的に、『伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画』（以下、「推進計画」と称します）を策定しました。



写真 土肥地域全景



図 『伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画』検討イメージ

## 第2章 伊豆市の現状と土肥地域が抱える災害リスク

### 1 地形・気候

本市は、市域の約80%を占める森林をはじめ、河川や海洋など、多くの自然資源に恵まれた条件を有しています。

土肥地域は、豊かな山林と河川が自然環境の骨格を構成しており、達磨山山系に源を発している山川などの河川は、地域内を西流して駿河湾に直接注いでいます。

また、河川の堆積作用によって下流域に創り出された扇状地上に集落地が形成されており、扇状地を除く海岸部は、海面から切り立った崖地となっています。海岸崖地は、その険しい地形と駿河湾、そして駿河湾を挟んで遠望できる富士山によって素晴らしい風景を創り出しており、恋人岬や旅人岬などに代表される観光スポットを多く有しています。

気候については、太平洋側の影響から、年間平均気温は約16.3℃と全国平均に比べ温暖で、平均降水量は約1,842mmと全国平均に比べやや多くなっています。

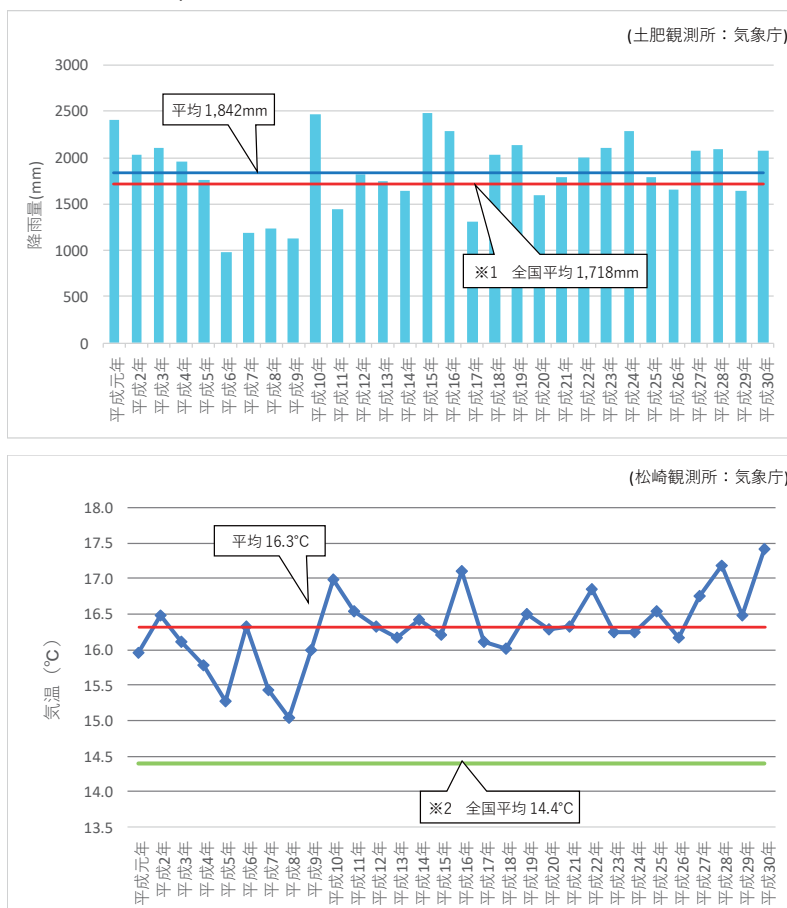


図 伊豆市土肥地域の年間平均降水量と年間平均気温の推移

※1 1971年から2000年にかけての平均値（全国）

※2 全国平均気温に関しては、気象庁が年平均気温偏差を出すために用いている15地点から平均値を算出

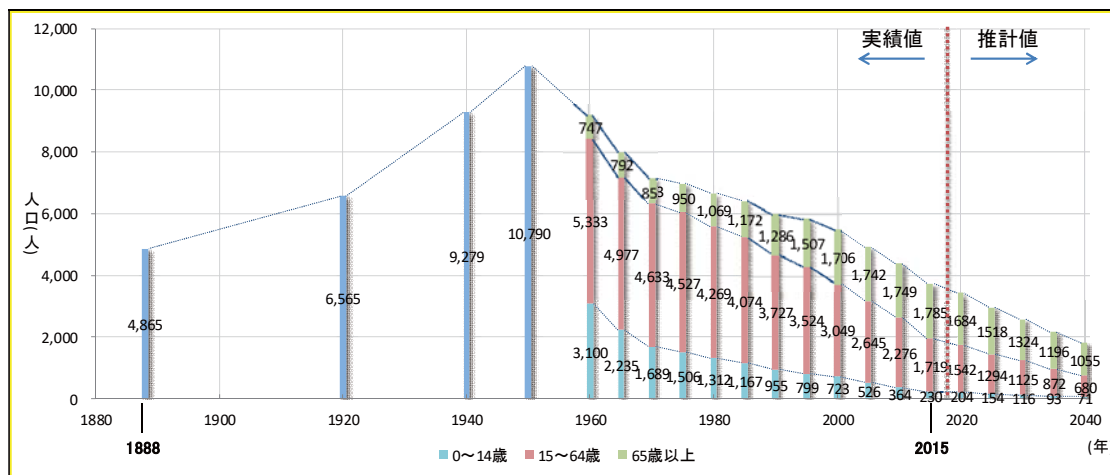


## 2 人口・世帯数

平成 27 年国勢調査によると、市の総人口は、31,317 人（男性 14,837 人、女性 16,480 人）です。土肥地域においては、総人口 3,734 人（男性 1,753 人、女性 1,981 人）です。

本市の年齢階層別人口比率は、年少（0～14 歳）9.4%、生産年齢（15～64 歳）52.9%、老年（65 歳以上）37.7%です。土肥地域においては、年少 6.2%、生産年齢 46.0%、老年 47.8%であり、高齢化率が市内で最も高い地域となっています。

土肥地域は明治、大正、昭和にかけて、人口が徐々に増加し、1950 年（昭和 25 年）頃にピークを迎え、減少に転じています。現在の人口は既に 1888 年（明治 21 年）頃と同規模となっています。今後はさらに人口の減少が進行し、高齢者の割合が高くなるものと想定されています。



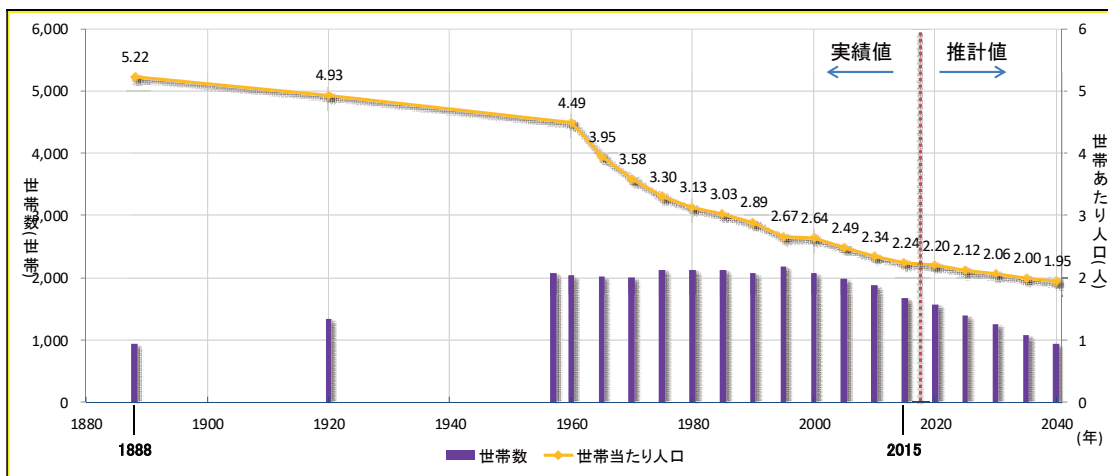
出典：平成 27 年国勢調査、将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）を基に作成

図 土肥地域の人口推移

平成 27 年国勢調査によると、市の総世帯数は 12,158 世帯であり、土肥地域の世帯数は 1,669 世帯です。

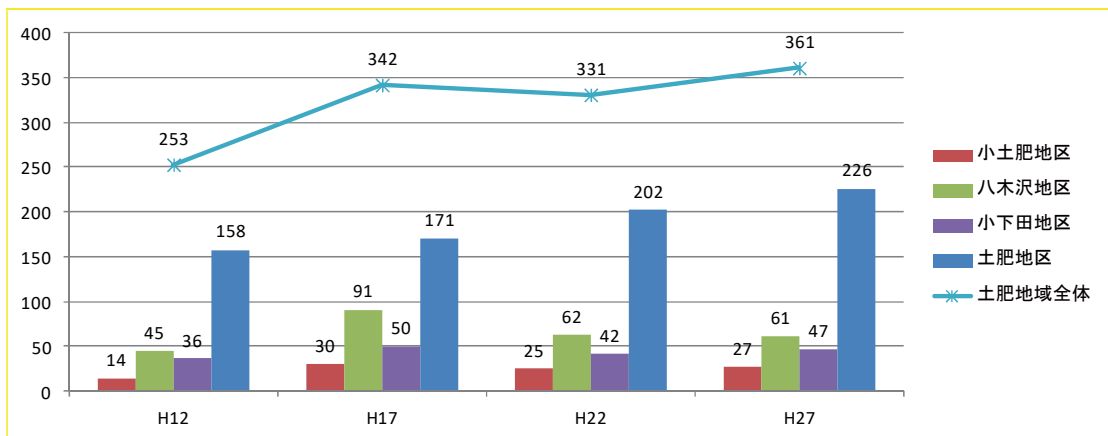
土肥地域の世帯数は 1960 年（昭和 35 年）頃からは約 2,000 世帯となっていますが、今後は減少することが想定されています。65 歳以上の単独世帯数については、2000 年（平成 12 年）から 2005 年（平成 17 年）までは増加傾向にあり、平成 17 年からは若干減少傾向にはありますが、2015 年（平成 27 年）10 月時点では地域全体で 361 世帯と増加しています。

世帯あたりの人口については、1888 年（明治 21 年）頃から減少しており、今後も減少することが想定されています。



出典：平成 27 年国勢調査、将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）、伊豆市資料を基に作成

図 土肥地域の世帯数推移



出典：平成 27 年国勢調査、住民基本台帳

図 土肥地域の 65 歳以上単独世帯数推移

---

## 3 歴史・文化

### (1) 市域の変遷

伊豆地域は、古くは伊豆の国と呼ばれ、「和名抄」(930～935年編)によると田方郡を含んで那賀、賀茂の3郡、21郷があったとされています。1868年(明治元年)には韮山県となってそれまで治めていた代官、江川英武が県令となり、その後一時期足柄県となりましたが、1876年(明治9年)には旧伊豆の国のみ静岡県に併合されました。1896年(明治29年)には天城山より北は田方、南は賀茂の2郡に分かれましたが、当時田方郡には3町26村が含まれていました。明治から昭和にかけての町村制の施行や町村合併により、旧修善寺町、旧土肥町、旧天城湯ヶ島町及び旧中伊豆町が誕生し、2004年(平成16年)4月1日、これら旧4町が合併して伊豆市が誕生しました。

土肥地域においては、1889年(明治22年)、町村制の施行により土肥村及び小土肥村が合併して土肥村が、また八木沢村及び小下田村が合併して西豆村が誕生しました。1938年(昭和13年)には土肥村が土肥町に改称し、その後、1956年(昭和31年)に西豆村を編入して土肥町となりました。

### (2) 歴史・文化

火振川では、縄文時代晩期のもものと想定される火振遺跡で土器が出土するなど、土肥地域では少なくとも縄文時代から人々が生活を営んでいたことが伺えます。

1606年(慶長11年)徳川家康により金山総奉行に任命された<sup>おおくほ いわみのかみながやす</sup>大久保石見守長安が、先進技術を駆使し、金産出量を飛躍的に増大させたことで、1577年(天正5年)から約50年間、土肥金山は全盛を迎え、当時の繁盛ぶりは「土肥千軒」と言われていました。

大正時代から昭和時代にかけて、再び金山での採掘が盛んになり、当時の産金量は全国第2位まで急成長しました。しかしその後の採算の悪化により、1965年(昭和40年)に閉山しました。

明治末期から続々と温泉が試掘されたことで、土肥温泉の名が知られるようになり、若山牧水をはじめとする多くの旅人が訪れました。現在では、市が集中管理方式にて各旅館に配湯しています。



写真 戦後、馬場裏山から見た金山の従業員住宅(昭和27年頃)

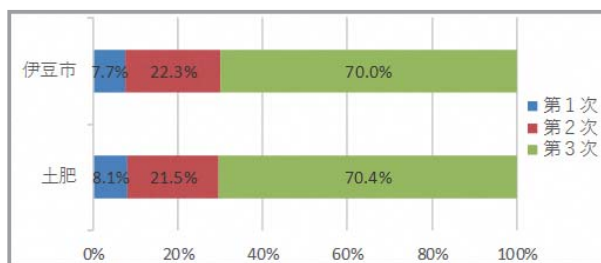


写真 若山牧水像(土肥大橋付近)

## 4 産業

### (1) 産業大分類別就業者数

平成 27 年 10 月 1 日現在、市全体での産業別就業人口の比率は第 1 次 7.7%、第 2 次 22.3%、第 3 次 70.0% です。土肥地域においては、第 1 次 8.1%、第 2 次 21.5%、第 3 次 70.4% であり、市全体より第 3 次産業の割合が高くなっています。



出典：平成 27 年国勢調査

図 産業分野別就業者数

### (2) 産業分野別事業所数・従業者数

平成 28 年 2 月 1 日現在、土肥地域の事業所は、観光地であるため宿泊業、飲食サービス業が 67 件 (29.9%) と最も多く、次いで卸売業・小売業 49 件 (21.9%) となっています。

従業者も同様に、宿泊業、飲食サービス業が 550 人 (42.7%) と最も多く、次いで卸売業、小売業 244 人 (19.0%) となっています。

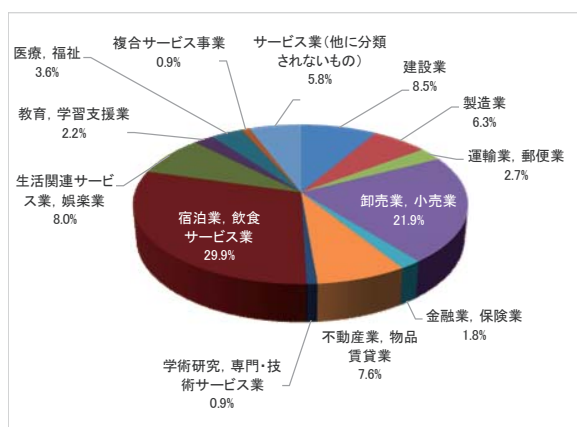


図 産業分野別事業所数

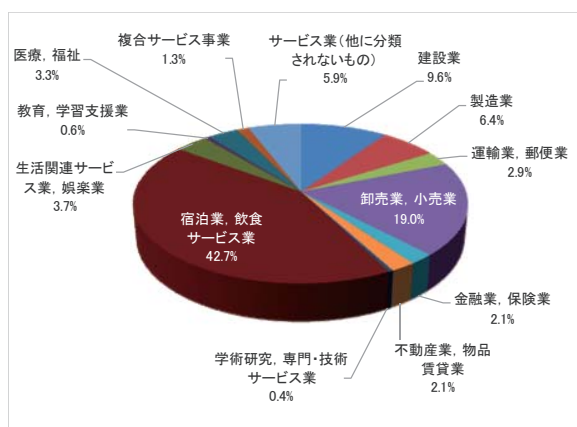


図 産業分野別従業者数

### (3) 主要産業

#### 1) 観光

本市の観光交流客数は、年次によって増減があるものの、経年的に減少傾向となっており、平成26年には約342万人と昭和63年に比べ約64.3%減少しています。土肥地域は平成26年に約80万人と本市の1/4を占めていますが、経年的には減少傾向となっています。昭和63年に比べ平成26年は約66.4%減少していますが、ここ数年の観光交流客数は、比較的安定してきています。

宿泊客数も観光交流客数と同様、本市、土肥地域とも減少傾向となっていますが、本市約23.4%に対し土肥地域約34.6%と宿泊客の割合が高い地域となっています。

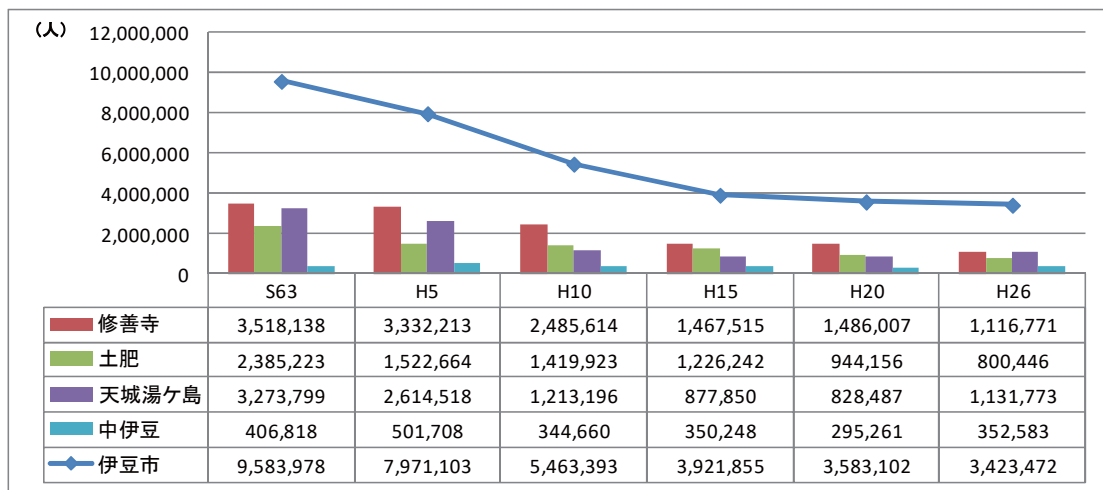


図 観光交流客数の推移（伊豆市独自集計分）

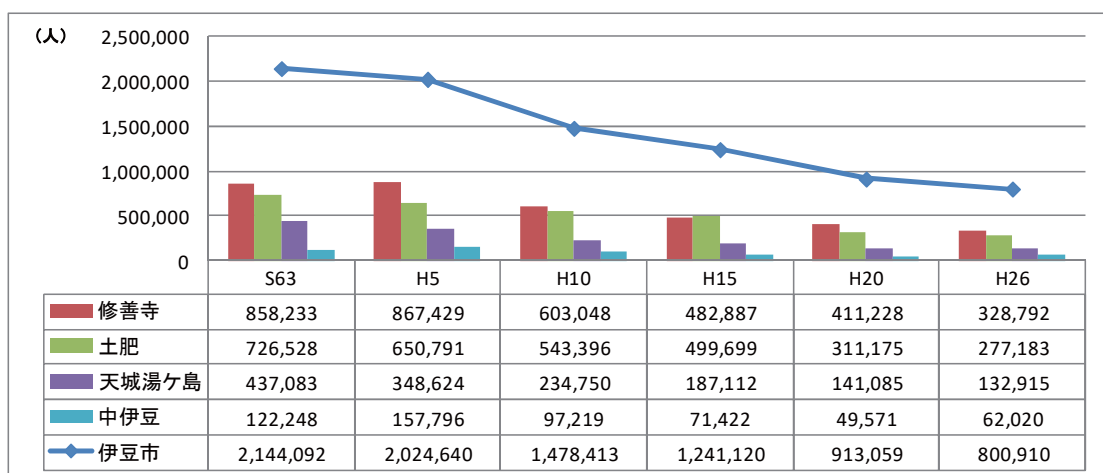


図 宿泊客数の推移（伊豆市独自集計分）

## 2) 漁業

土肥地域は駿河湾に面しており、多くの海産物が水揚げされています。中でも天草（八木沢草）が特産品となっています。

平成 26 年の水揚げ量は、総数 66.2t のうち採草が 52.8t と約 80%を占めるとともに、平成 25 年の漁獲量は、総数 188 t であり約 90%が海藻類となっています。水揚げ量は、平成 24 年から増加傾向にあります。漁獲量は、平成 23 年から減少傾向にあります。



写真 ところてん（八木沢草）

## 3) その他

特産品として、「しいたけ」や「白枇杷」が栽培されています。特に土肥の「白枇杷」は、全国でもここでしか採れないことから幻の果実として有名です。



写真 白枇杷



図 伊豆市観光マップ（抜粋）

### 海上県道<sup>ふじさん</sup>223号による観光交流の促進

静岡市清水区の清水港から伊豆市土肥の土肥港を結ぶフェリー航路全長約 30 キロの「県道 223 号清水港土肥線」が県道に認定されました。

また、駿河湾を取り巻く市町、観光協会、交通事業者などが集まり、「環駿河湾観光交流活性化協議会」が発足し、両地域が一体となった観光交流促進や、広告宣伝、周遊ルートの開発が進められています。



写真 フェリーからの風景

出典：静岡県 HP より

---

## 5 まちづくりに係る動向

### (1) 伊豆市都市計画マスタープラン

平成 16 年 4 月の旧 4 町の合併や、その後策定された第 1 次伊豆市総合計画、さらに近年の都市を取り巻く社会・経済情勢の変化など、都市政策分野における時代の変化に対応した将来像を描き、その実現のためにまちづくりの基本的な考え方を改めて示す必要性が高いことから、「伊豆市都市計画マスタープラン」(平成 26 年 3 月策定・平成 29 年 2 月一部改定)を策定しました。

「伊豆市都市計画マスタープラン」の地域別構想において土肥地域は、『海・海岸線を活かした安全で魅力ある観光地としての地域づくり』を地域のまちづくりテーマとし、以下の目標に向けたまちづくりが計画されています。

#### 地域のまちづくりの目標

- ◇ 地震・津波に強い地域づくり
- ◇ 海・海岸線を活かした観光地としての魅力づくり
- ◇ 海の玄関口にふさわしい街並み景観の創出
- ◇ 地域特性と地域のニーズを踏まえた新たな公共交通体系の検討

### (2) 都市計画の見直し

伊豆市では、旧修善寺町において、昭和 46 年に田方広域都市計画区域、昭和 51 年に区域区分が指定され、その後、土地区画整理事業、下水道事業などの都市計画事業が進められてきました。

しかし、合併後 10 年を経ても都市計画区域や区域区分、都市施設等の見直しが行われず、同一市内にもかかわらず、土地利用制度に極端な差異が生じており、一体的なまちづくりを進めることが困難な状況です。

統一的な土地利用制度のもと、都市(まち)と農山漁村(むら)、それを取り巻く自然が調和したまちづくりを基本とし、周辺部においても不足する都市施設(道路、公園等)を効果的・効率的に配置するとともに、豊かな自然環境の保全を図る必要があります。このため、平成 28 年度末に田方広域都市計画区域から伊豆都市計画区域を分割し、修善寺地域の区域区分を廃止した上で、平成 32 年度末に都市計画区域を土肥地域を含む市域全域に拡大する予定です。

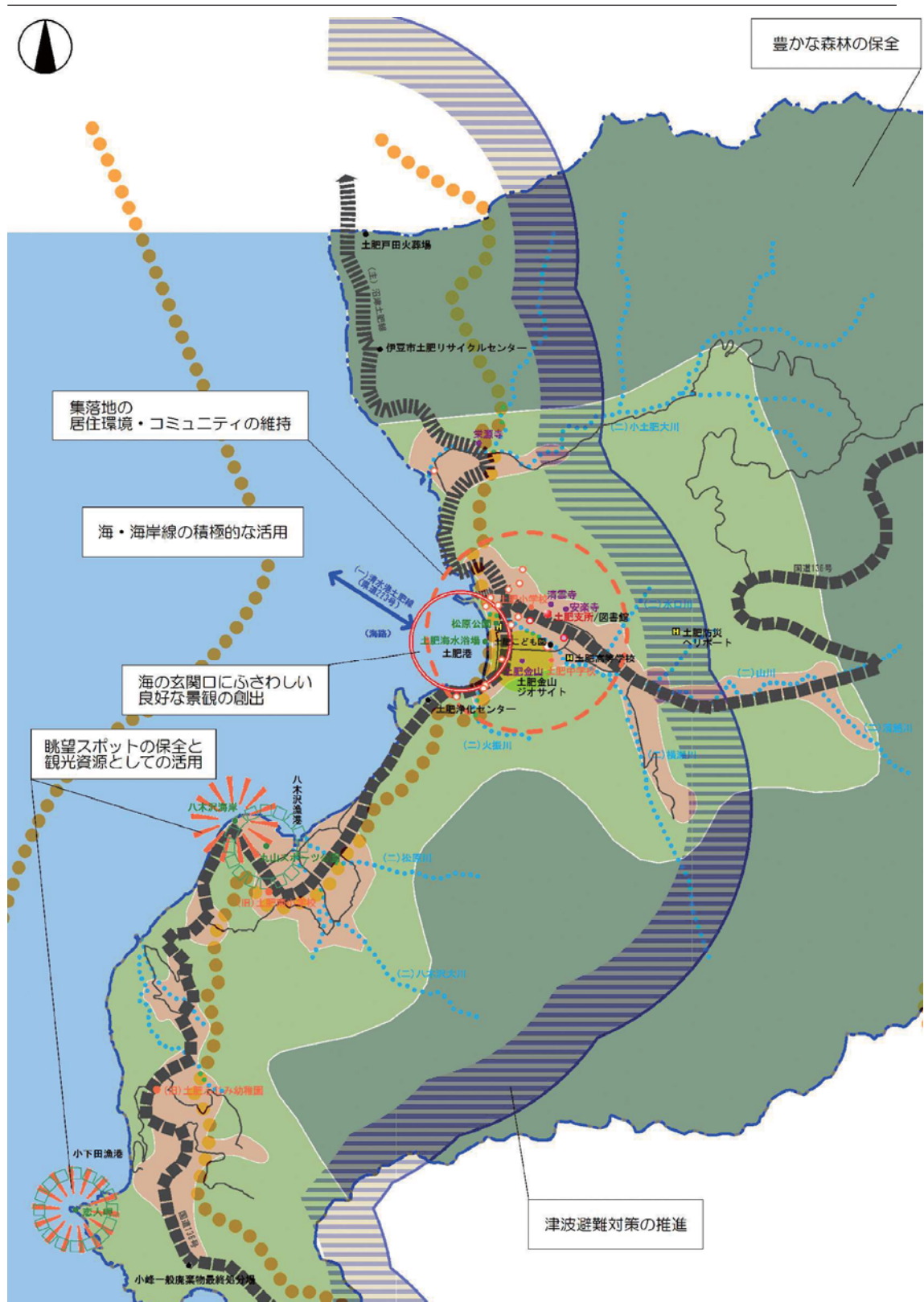


図 伊豆市都市計画マスタープラン 将来地域構造図【土肥地域】(一部抜粋)



### (3) 伊豆市コンパクトタウン&ネットワーク構想

少子高齢化・人口減少が進行する中、将来にわたり豊かな社会を形成していくためには、こどもからお年寄りまで、誰もが元気で幸せに暮らすことができる環境を整えることが重要です。そのため、本市では「伊豆市コンパクトタウン&ネットワーク構想」の推進を図っています。

「伊豆市コンパクトタウン&ネットワーク構想」では、伊豆の玄関口である修善寺駅から概ね半径1kmの徒歩圏内に、主要な都市機能を集約し、市民・観光客の双方にとって快適で美しい玄関口を創生するとともに、魅力ある中心市街地づくりを進めていくこととしています。周辺集落部においても、地域の生活拠点機能やコミュニティ機能などを併せ持った地域振興拠点を整備し、地域の賑わいを創生することとしています。

また、中心市街地と各周辺集落部を、公共交通・道路・情報・生活サービスなど、多様なネットワークで結び、安心して住み続けられるためのまちの骨格を形成していくことも示しています。

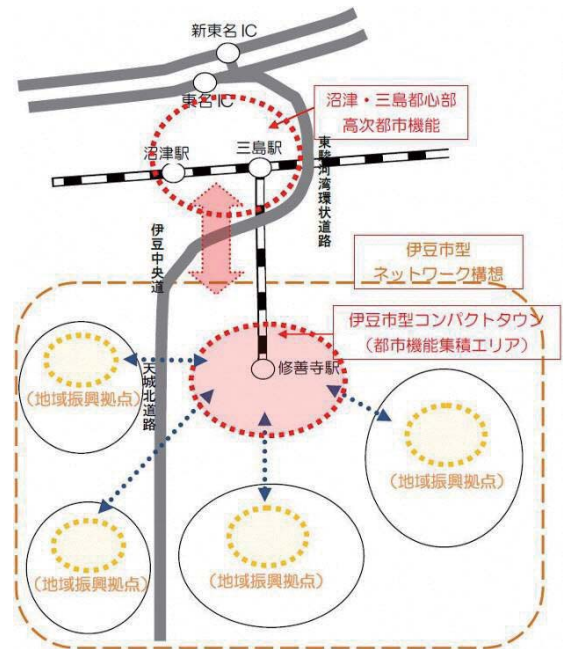


図 伊豆市コンパクトタウン&ネットワーク構想図

#### 1) 魅力ある中心市街地づくり

修善寺駅から概ね半径1kmの徒歩圏内を都市機能集積エリアとして設定し、教育・商業・行政・医療施設を密接に配置していくことで、魅力ある中心市街地づくりを進め、住みやすいまちのブランド力を向上させていきます。また有事においては、市役所本庁と一体となり、地域住民等の避難機能や物資供給機能を確保し、安全安心のまちづくりを進めます。

#### 2) 集落中心拠点の整備と賑わいの創生

旧土肥町、旧天城湯ヶ島町、旧中伊豆町などの周辺集落部においても、公共施設などを活用した地域の生活拠点機能やコミュニティ機能、交通結節点機能などを併せ持った地域振興拠点を整備し、地域の賑わいを創生します。

#### 3) 中心市街地と集落中心拠点を結ぶ効率的ネットワークの形成

中心市街地と各地域の地域振興拠点を結ぶ主要幹線を強化するとともに、拠点とその周辺集落を結ぶネットワークについても地域特性に応じた効率的かつ持続可能な交通形態を構築していきます。

## 6 土肥地域が抱える災害リスク

### (1) 地震・津波災害

#### 1) 1854年 安政東海地震

1854年の安政東海地震では、死者13人、津波の高さは4.4～5mといわれており、土肥港から直線で600m、土肥支所の東側100m、海拔7mの場所にある波尻観音まで津波が到達したといわれています。

土肥神社には、須田善右衛門が奉納した2頭の馬の像があり、一説によると、安政東海地震の津波からの難を逃れたことから奉納されたといわれています。



写真 波尻観音

#### 2) 静岡県津波浸水想定

静岡県では、平成25年6月に公表した静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）での想定津波浸水域図（レベル2の津波の最大浸水深図（重ね図））を基に、平成25年11月に静岡県津波浸水想定を公表（平成27年8月一部修正）しています。

伊豆市の最大クラスの地震（レベル2）における想定は、

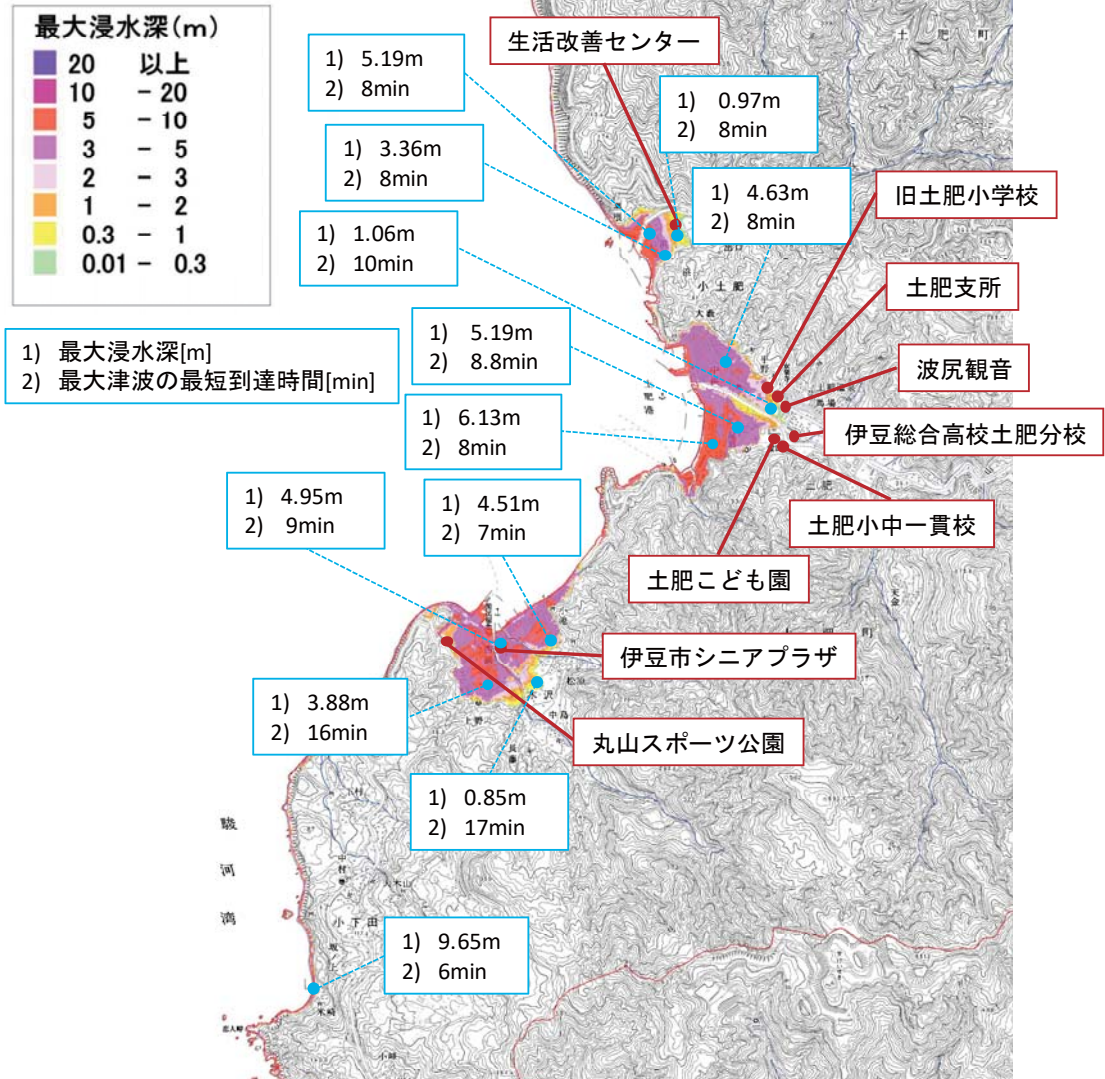
平均津波高：T.P. 8m  
 最大津波高：T.P. 10m  
 想定死者数：1,400人（最大）  
 ※T.P.: 東京湾平均海面

となっています。

表 静岡県津波浸水想定の対象とする地震・津波

区分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震
<b>レベル1の地震・津波</b> 津波レベル：発生頻度は比較的高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波	・東海地震 ・東海・東南海地震 ・東海・東南海・南海地震 ・宝永型地震 ・安政東海型地震 ・ <b>5地震総合モデル</b>
<b>レベル2の地震・津波</b> 津波レベル：発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波	・ <b>南海トラフ巨大地震（マグニチュード9程度）</b> ・ <b>赤字</b> ：伊豆市の浸水想定で対象とした地震

駿河トラフ・南海トラフ沿いの最大クラスの地震



区分	想定地震	最短到達時間					津波高	
		+50cm	+1m	+3m	+5m	+10m	最大津波	最大津波
レベル1	5地震総合モデル	3分	3分	3分	4分	-	4分	7m
レベル2	南海トラフ巨大地震	4分	4分	4分	5分	6分	6分	10m

図 土肥地域の浸水深・津波到達時間

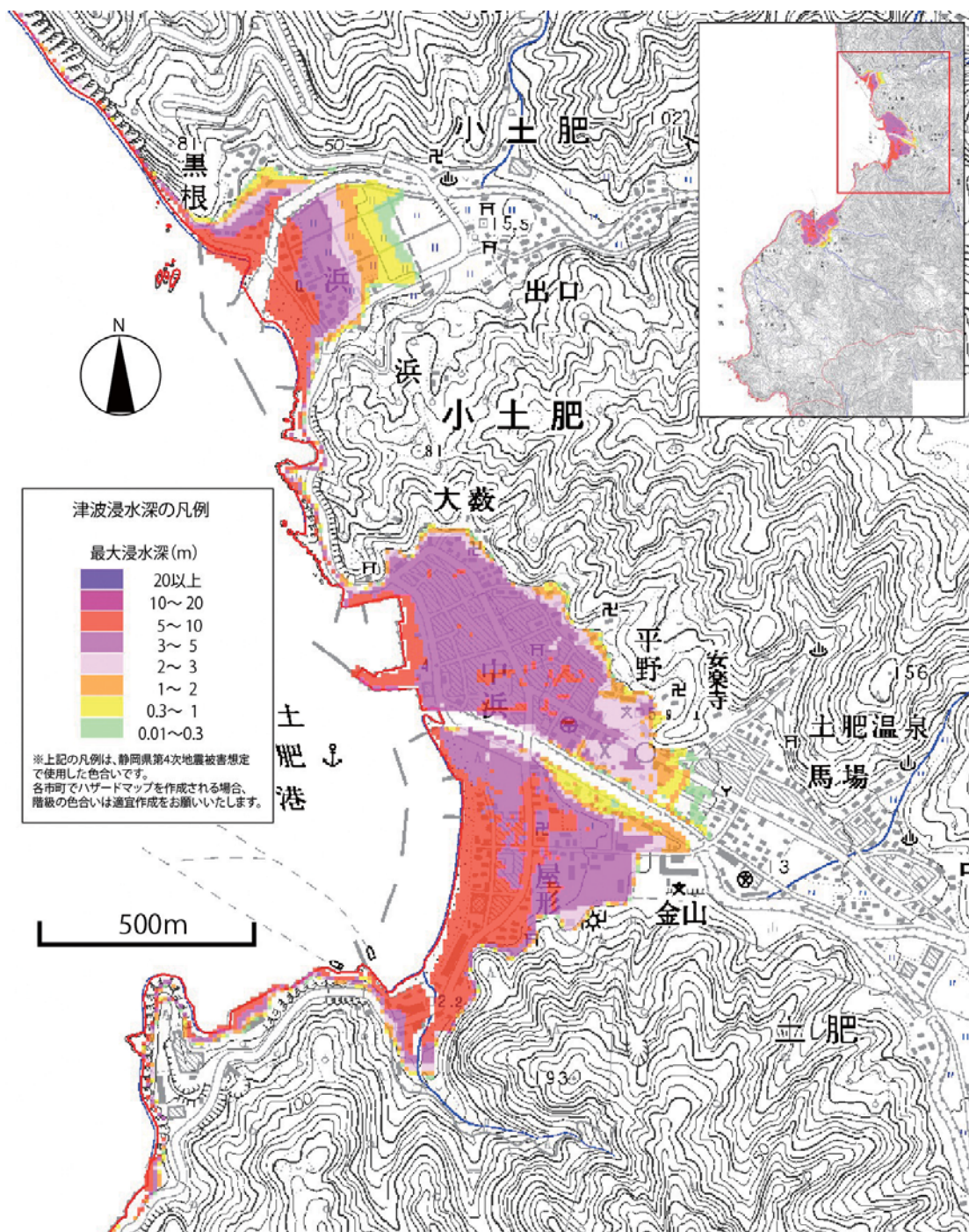


図 レベル2津波の最大浸水深（土肥・小土肥）

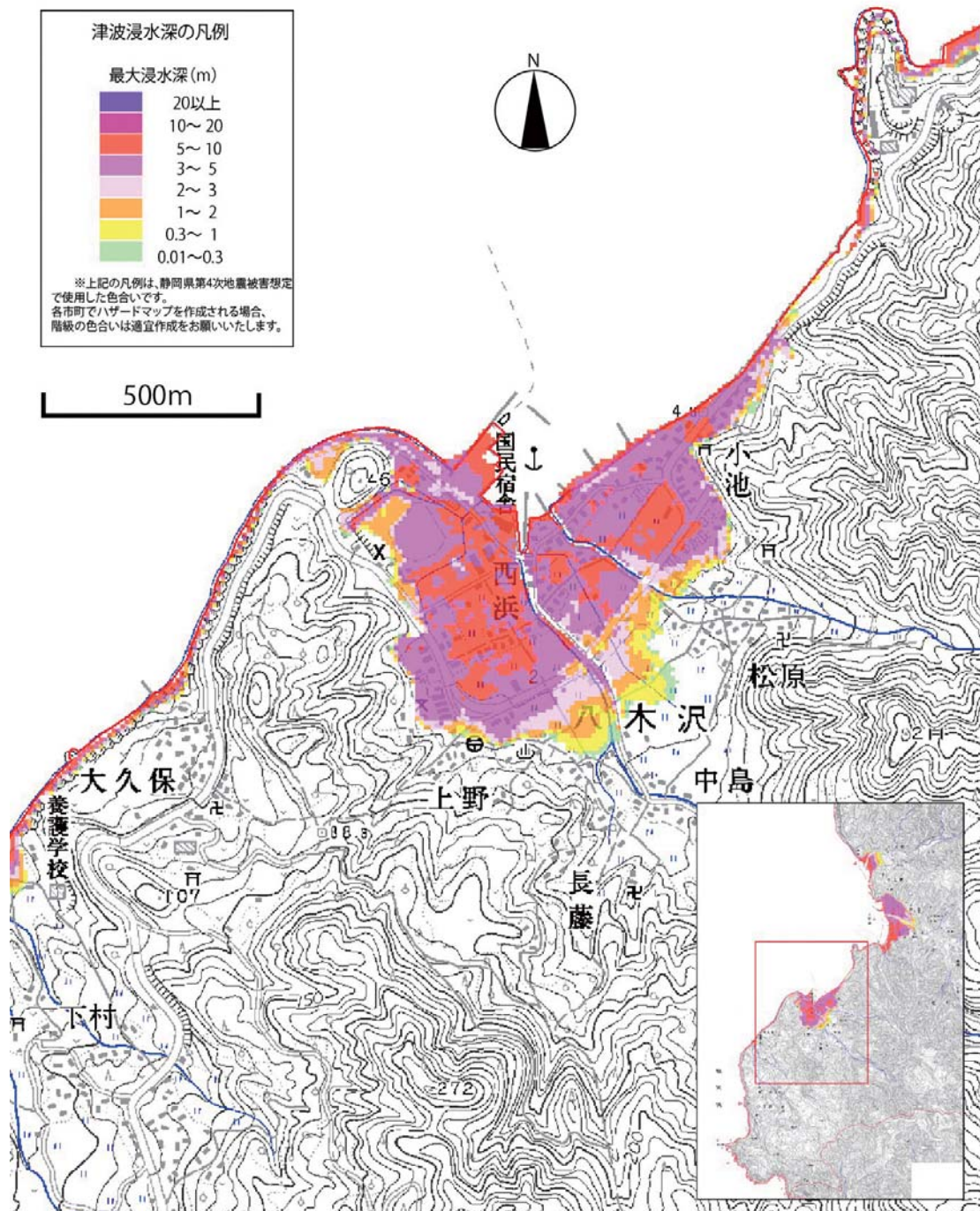


図 レベル2津波の最大浸水深（八木沢）

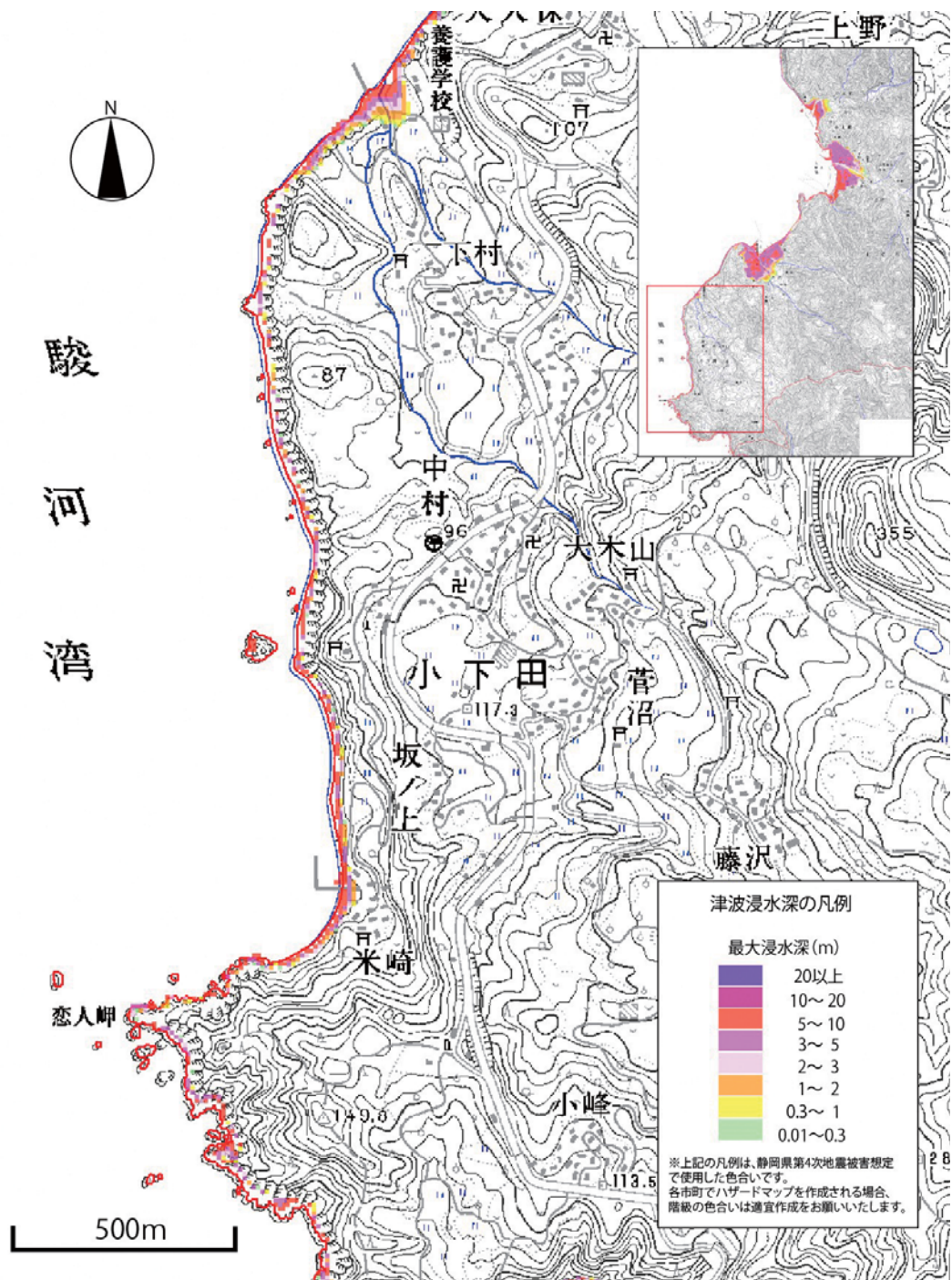


図 レベル2津波の最大浸水深（小下田）

## (2) 水害

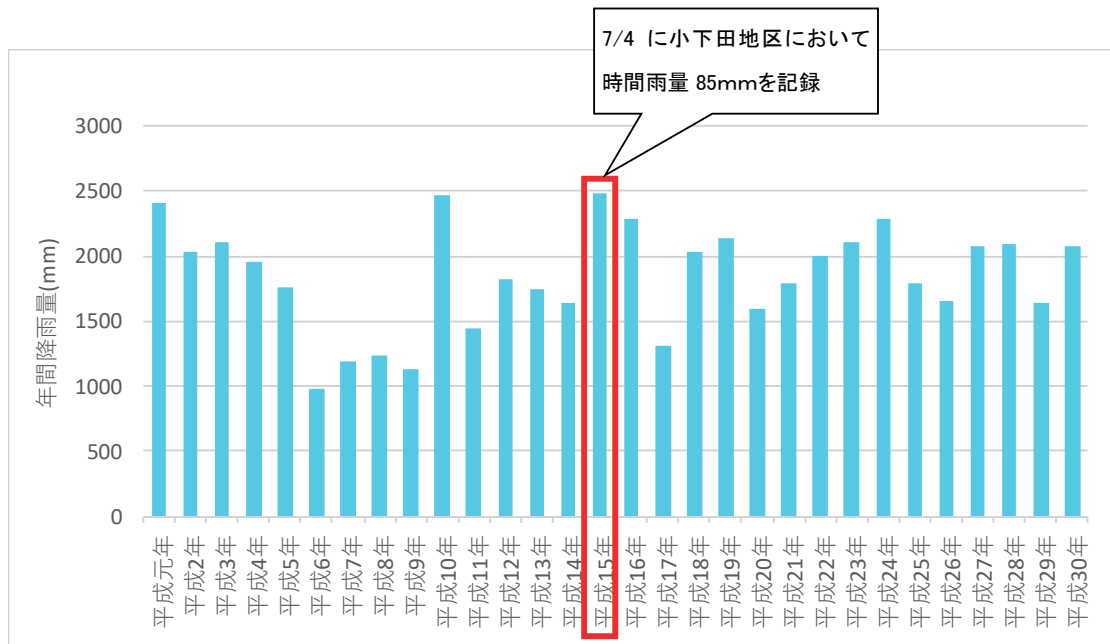
土肥地域の山川流域、火振川流域では、大正8年、昭和13年、昭和36年に水害が発生した記録が残っています。特に昭和36年集中豪雨による被害は甚大であり、これを契機に河川整備等が実施されるようになりました。昭和36年以降は、山川流域・火振川流域では大きな災害は発生していません。

平成15年には、小下田地区において時間雨量85mmの大雨により河川災害が発生しています。

平成16年には、台風22号による浸水被害が発生しています。

表 土肥地域に係る災害年表

年月日	事象	災害内容及び被災状況
大正8年		<ul style="list-style-type: none"> <li>山川の氾濫により水害が発生。</li> <li>山林崩壊約80箇所、住宅の流出半壊12戸、床上床下浸水約60戸の被害。</li> </ul>
昭和13年	大洪水	<ul style="list-style-type: none"> <li>土肥地区で床上浸水186戸、床下浸水715戸、家屋流出10戸、全壊8戸の被害。</li> <li>山川では、水神橋等、各橋梁が順次流出し、堤防の至る所が決壊。</li> <li>どれが川か田圃が分からないほど大石で一面の河原となった。</li> </ul> <p style="text-align: right;">引用：土肥の災害史</p>
昭和36年 6月23～28日	集中豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>梅雨前線の停滞により、累計雨量544mm、時間雨量最大65mmを記録した。</li> <li>多量の雨と山の崩壊が災害の発生要因。</li> <li>山川が決壊したほか、横瀬川、清越川、水口川、火振川等の主要河川で決壊・溢流。</li> <li>土肥地区で、死者・行方不明5人、全壊家屋24戸、流出家屋15戸、床上浸水482戸、床下浸水595戸、がけ崩れ・山崩れ74箇所被害。</li> </ul> <p style="text-align: right;">引用：土肥の災害史</p>



出典：気象庁 気象統計情報

図 年間降雨量の推移 (土肥観測所)

### (3) 土砂災害

伊豆市内では、土砂災害防止法に基づき土砂災害（特別）警戒区域の指定が静岡県において進められています。これまでに土肥地域では、土砂災害警戒区域 92 箇所、土砂災害特別警戒区域 64 箇所が指定されています。

表 土砂災害防止法地区別指定箇所数一覧（H28年3月29日現在）

大字	急傾斜地		土石流		地すべり <sup>※2</sup>		合計	
	警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)	警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)	警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)	警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
伊豆市 <sup>※1</sup>	383	347	487	286			870	633
	(590)		(586)		(12)		(1188)	
土肥	49	35	43	29			92	64
土肥	26	17	24	15			50	32
小土肥	9	8	5	4			14	12
八木沢	8	5	14	10			22	15
小下田	6	5	0	0			6	5

※1 ( ) 書きは、危険箇所数 ※2 地すべりについてはまだ指定が行われていません。

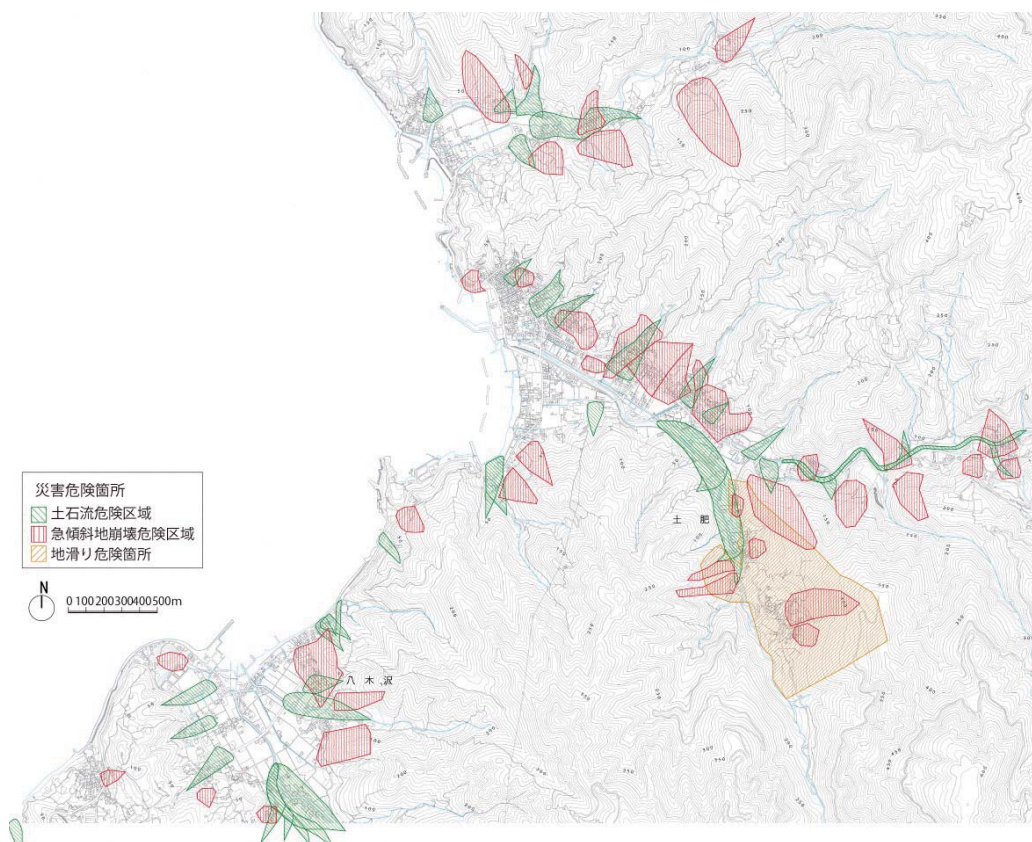


図 災害危険箇所



---

#### (4) 都市の災害リスク

地区によっては、狭隘な道路や木造住宅密集地域が多く、災害時には建物の倒壊による避難路の寸断や延焼火災などの危険性が高いエリアとなっています。



写真 狭隘な道路（避難路）

## 7 推進計画策定前までに行われた津波対策に係る検討

土肥地域では、平成29年5月に推進計画が策定されるまでに以下の津波対策に関する検討が行われています。

表 主な検討経緯（1/2）

項目	検討内容
土肥港屋形海岸津波対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋形海岸津波対策について、県より検討依頼があり、昭和62年12月に「屋形海岸及び松原公園等整備審議会条例」を施行し、委員20名にて津波対策について審議を行う。昭和63年1月29日、第1回審議会を開催し、昭和63年9月14日、第6回審議会にて答申内容を取りまとめ、審議会としての結論は、「地震対策としての高規格堤防の建設は見送りとした旨を、昭和63年10月18日付土建第189号「土肥港土肥地区地震対策緊急事業（津波対策）について」の答申内容より沼津土木事務所長に対し結果報告書を提出。</li> <li>・平成元・2年度には、西伊豆（土肥港）マリン・タウン・プロジェクト策定時においても、上記審議会にて整備計画について審議したが、反対意見が多数のため整備計画（津波対策）を断念した。</li> <li>・これ以降、話し合いの場は途切れてしまう。</li> <li>・平成21年2月23日付で屋形区長より防潮堤の建設に向けて、地域住民・観光事業者・漁業事業者との話し合いの場の設置要望書が提出される。また平成21年3月26日付で新防潮堤建設に反対する旨の要望書が提出される。</li> </ul>
大藪・中浜地区津波対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年東海地震第3次想定を発表を受け、未整備箇所の見直しとして土肥港に対応について依頼あり。</li> <li>・平成14年未整備箇所の大藪地区について実施に向けた検討を開始。</li> <li>・平成14年6月20日(大藪区)、7月25日(中浜区)説明会を実施。 ※大藪地区のアンケート結果（必要約85%、不必要約13%）</li> <li>・9月20日観光協会・旅館組合・商工会・民宿組合への説明。</li> <li>・平成15年度事業採択（測量・試験・設計）</li> <li>・平成16年11月9日漁協に対する説明会</li> <li>・11月25日全体説明会。平成17年1月26日全体説明会（経過説明、前回における質疑応答）</li> <li>・平成17年3月1日第1回土肥港大藪地区津波対策検討会開催。</li> <li>・平成20年6月16日第5回検討会開催（胸壁の法線・形状、胸壁化粧、歩道などについて）。</li> </ul>
八木沢地区防災対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八木沢地区津波避難タワー建設に伴う協議会として設置される。ただし、津波避難タワー建設のみの協議会とせず、八木沢地区全体の防災に関する協議会として位置付けた設置である。</li> </ul>
小土肥地区防災対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小土肥地区津波避難タワー建設に伴う協議会として設置される。ただし、津波避難タワー建設のみの協議会とせず、小土肥地区全体の防災に関する協議会として位置付けた設置である。</li> </ul>

表 主な検討経緯（2/2）

項目	検討内容
静岡モデル（伊豆市）推進検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波防災地域づくりにおける将来像の検討やその実現に向けて必要な取組、対策が必要な課題等の洗い出しを行うとともに、海岸保全施設に合わせ、既存の港湾・漁港の防潮堤・護岸、道路の嵩上げ・補強、急傾斜地崩壊防止施設の活用等により安全度の向上を図る「静岡モデル」の整備を地域の実情に応じて推進するための方策を検討することを目的に開催している。</li> <li>・平成 27 年 10 月、12 月に住民とのワークショップ及び意見交換会を実施。</li> </ul>
避難路整備	<p>〈平野区〉土肥小学校裏山への避難路（手摺）整備（行政から原材料を支給し、地元区の出役にて整備）。</p> <p>〈屋形区〉稲宮神社高台への避難路（手摺・階段）整備を地元区による出役で整備。</p> <p>〈大藪区ほか〉急傾斜対策事業実施箇所への階段設置及び背後地の避難路活用に伴う整備。</p>
津波避難ビル協定締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館・ホテル・マンション等と 17 施設締結。</li> </ul>
海拔表示板の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東電柱等への海拔表示板の設置。</li> <li>〈西豆地区地域づくり協議会〉</li> <li>・コンクリート壁や歩道等に海拔表示（ペンキ）を実施。</li> </ul>

## 8 推進計画策定前までに行われた津波対策

土肥地域では、平成29年5月に推進計画が策定されるまでに以下の津波対策が行われています。

表 推進計画作成前までに行われた津波対策

項目	対策	対象地区等	P23-25 図との対応
防災対策	防潮堤整備	土肥港（大藪地区、屋形地区）【H20】	(1)
	水門の整備	八木沢大川【H18】、松原川【H19】	(2)
	堤防の嵩上げ	山川右岸【H20】	(3)
避難路	スロープ・津波避難路整備	土肥小学校（中浜・平野地区）【H24】、屋形地区、大藪地区、八木沢小池地区【H25】	(4)
避難所・場所	津波避難タワー整備	土肥こども園【H25】、八木沢地区【H27】、小土肥地区【H27】	(5)
	津波避難ビル（旅館・ホテル・マンション）指定	【H24 見直し】	(6)
	災害時一時避難所（神社・寺院）との協定締結	【H26】	(7)
	指定避難所 指定	丸山スポーツ公園管理棟【H28～】	(8)
避難誘導	津波一時避難地マップ		—
	津波避難防災マップ	八木沢地区	—
	海拔表示	【～H2】	—
	避難誘導表示	【H24】	—
支援体制強化	同報無線・Jアラートの設備・防災資機材の移動	伊豆市役所土肥支所【H24】	(9)
	ヘリポート整備	小下田坂ノ上地区【H28】	(10)
防災訓練	津波避難訓練		—
	図上訓練		—



出カシステム名:伊豆市WebGIS

図 推進計画策定前までに行われた津波対策（小土肥）



図 推進計画策定前までに行われた津波対策（土肥）



出カシステム名:伊豆市WebGIS

図 推進計画策定前までに行われた津波対策 (八木沢)

## 第3章 観光防災まちづくりを推進するための基本的な方針

### 1 基本方針

本市全域の現状や土肥地域の地震・津波災害の想定等を踏まえ、本章では、地域特性を活かしたまちづくりの基本的な方針を示します。

#### 観光、環境、防災のバランスがとれた海と共に生きるまちづくり

土肥地域は、市内の他地域とは岬で隔てられ、唯一海を有する地域であり、駿河湾に面した温暖な気候で自然環境や観光資源に恵まれ、古くからこれらを活用した観光や水産業、農業などの産業により地域振興が図られてきました。また、明治から昭和にかけて人口が増加し、観光をはじめとする産業や人々の生活空間が沿岸部に集積してきました。現在でも、観光は土肥地域の維持・発展を考える上で、欠くことのできない要素となっています。

一方で、近年は人口・世帯の減少、少子高齢化が進行しており、今後さらにこの傾向が進むことが想定されています。また静岡県津波浸水想定では、最大クラスの地震・津波（レベル2）が発生した場合には、短い時間に津波が到達し、甚大な被害が想定されています。

以上により、土肥地域を支える産業である「観光」を活かしながら、土肥地域で暮らす人々の生活や産業につながる水産資源、豊かな景観やそれらをつくりだしている生態系などの「環境」、地震・津波に対する地域の安全・安心となる「防災」とのバランスも図られるよう、「観光、環境、防災のバランスがとれた海と共に生きるまちづくり」を本計画の基本方針に位置付けます。

#### みなさんからいただいた主なご意見

- ・防潮堤の整備により、土肥地区の主要産業である観光業に影響が出て、生活が維持できなくなると心配だ。
- ・防潮堤の設置により、子供たちが海と直接接する機会がなくなるのではないかと懸念がある。
- ・人口が減少しており、30年後に地区にどれだけの人が残っているかわからない。
- ・防潮堤の設置により、生態系が崩れるのではないかと懸念がある。海の生物への配慮が必要だ。
- ・ハード対策よりも景観対策を重視すべきだ。
- ・観光よりも水産資源を守ることを重視すべきではないか。

等



---

## 2 取組方針

観光、環境、防災のバランスがとれた海と共に生きるまちづくりの実現に向けて、以下の4つの取組方針を設定しました。

### 共生する

### リスクを理解し、工夫を積み重ねて安全性を高めるエリアの形成

土肥地域は過去に安政東海地震による津波被害が発生しており、静岡県津波浸水想定による最大クラスの地震・津波（レベル2）においても、甚大な被害が想定されています。

の指定を丁寧に進めますそのため、沿岸部においては、観光や水産業といった産業振興や豊かな自然などの海からの恩恵がある一方で、地震・津波によるリスクがあるということを地域住民や事業者が理解した上で、工夫を積み重ねて安全性を高めるエリアを明らかにしていきます。当該エリアでは、自助・共助による安全の確保を基本とし、防災意識向上のための地域活動の活性化を図るとともに、津波からの警戒避難体制の充実や子どもや高齢者等の避難に配慮を要する方々が利用する施設の安全度の向上を図る区域を指定し、津波に対する安全性の向上を積極的に図ります。また、それらを行政が支援するための方策の導入を図ります。

あわせて、地震・津波によるリスクが低い都市構造や建物構造への転換など、まちづくりの動向や地域のニーズ等踏まえながら、居住のあり方についても検討を行います。

#### みなさんからいただいた主なご意見

- ・災害リスクはゼロにならないことを前提に、過疎化が進行しないようできることを検討すべきだ。
- ・津波対策として10m以下の新築については規制をかけていくべきだ。
- ・津波が来る可能性があることを、全住民がリスクとして認識することが必要だ。
- ・防災に関する意識をこれから高めていく必要がある。
- ・安全を求める世帯は高台移転することも考えられる。

等

土肥地域には、多くの高齢者が居住しています。また、年間約 80 万人が訪れる観光地であり、加えて、宿泊を伴う観光客の割合が多いことから、災害発生時に避難の支援が必要となる高齢者や観光客の円滑・安全な避難の確保が特に重要となります。

そのため、地震発生後すぐに避難できるよう耐震化の促進、夜間でも避難場所まで円滑な避難をするための避難路や避難誘導サイン、安全性の確保された避難場所や避難所の整備等を推進します。あわせて、短い時間で避難するための避難のあり方や、地域住民の主体的な避難、従業員の観光客への対応、住民同士や住民と事業者の連携等の防災文化の醸成を図ります。

#### みなさんからいただいた主なご意見

- ・まずは自分の身を守ることを考えなければいけない。生き残れば他の人を助ける事もできる。
- ・津波時に海水浴客が逃げ込める避難施設が必要だ。
- ・観光客向けの災害時の備蓄が必要ではないか。
- ・避難場所までのルートを誰もが分かるようにすることが大切だ。
- ・避難場所まで安全に避難できるルートを確認することが必要だ。
- ・夜間に避難場所へ移動する場合に、避難路を安全に通行できるかに懸念がある。
- ・皆が車で逃げたら、国道を横断できず、逃げ遅れる懸念がある。
- ・出漁時に災害が起こった場合の連絡体制を整えておく必要があるのではないか。
- ・災害時に避難ルートになっている橋が崩壊して、避難に支障が出るのが心配だ。
- ・土肥地区は家が密集しており、家の間の通路は被災後には通れない。
- ・単身の高齢者が古い家に住んでいることが多く、災害時に犠牲になるのではないかと懸念がある。
- ・災害時に津波避難タワーまで5分以内に避難できるか懸念がある。
- ・車を利用した避難方法や、要救護者の誘導など、災害時の交通ルールを地区で確立すべきではないか。
- ・地域間で助け合いの意識を持つことが必要だ。
- ・自治会による防災活動が大切だ。
- ・避難所の安全性の確保が必要だ。
- ・昼間は地区に高齢者しかいないことが問題だ。
- ・避難時間を確保するため、歩行と車の両面で避難を考えていくことが必要ではないか。
- ・車いすや耳の遠い人、高齢者等、介助が必要な人の避難を補助することは難しい。等

最大クラスの地震・津波（レベル2）発生後は、救助活動や物資輸送、施設の復旧等が想定され、それらが早期に行われることが地域の維持につながります。

そのため、土肥地域内においては、地域外からの救助活動や救援物資等の支援を受け入れる拠点の確保を進めます。地域外においては、初動期の救助活動拠点や物資輸送の中継基地のみならず、復旧・復興活動を支える後方支援機能を有する内陸部の防災拠点の整備や支援体制の構築を図ります。また、道路を中心に、航路・空路も活用しながら、それらの拠点をつなぐ災害に強いネットワーク整備等を推進します。

あわせて、地域内外に復興に向けた避難生活を支えるための生活再建スペースや、地区内の協力体制の確保も図ります。

#### みなさんからいただいた主なご意見

- ・災害時に国道への道が寸断され、外部から孤立するのではないかと心配だ。
- ・孤立した場合の外部への救援依頼方法を事前に検討しておく必要があるのではないかと
- ・ヘリが着陸できるような場所がないのが問題だ。
- ・発災後は、物資や水・電気の確保や、安全な場所の確保が大切だ。
- ・避難中に治療や透析が適切に行われるか懸念がある。
- ・災害時に地域が孤立した場合の、地域での生活の維持方法を検討しておくことが必要ではないか。
- ・災害時の避難所の運営方法を検討する必要がある。

等

土肥地域では、大規模な地震が発生すると、地震による建物の倒壊や地震発生から比較的短い時間での津波到達が想定され、斜面が隣接するエリアでは土砂災害の発生も懸念されます。

そのため、観光や環境に十分に配慮するとともに地元地域の住民や事業者との意見交換を重ねながら、地震や津波、土砂災害からの被害を防災・減災するための施策について継続的に検討を行います。また、検討の状況に応じて適宜見直しを行いながら、地震・津波による被害を受けにくい災害に強いまちづくりの推進を図ります。

#### みなさんからいただいた主なご意見

- ・海上で津波対策を行うことも考えられるのでは。
- ・津波避難タワーを通常は観光利用することを考えてもよいのではないか。
- ・震災時、水門が適切に閉まるようにする必要がある。
- ・山川両堤防のかさ上げを行うことが必要だ。
- ・土砂災害が心配だ。

等

## 第4章 推進計画区域

推進計画区域は、推進計画に示す全て対策が含まれる範囲で設定するものです。

本推進計画は、「第3章観光防災まちづくりを推進するための基本的な方針」に示されるように、津波浸水想定区域内や土肥地域における対策に限らず、防災拠点の整備や支援体制の構築、災害に強いネットワーク整備等の内陸部における対策も含み、広域的に対策が行われるものとなります。

そのため本推進計画では、本市全域を推進計画区域として設定することとしました。



図 推進計画区域

---

## 第5章 観光防災まちづくりの実現に向けた

### ハード・ソフト対策

#### 1 リスクを理解し観光と防災を共生させるための考え方

##### (1) 観光と防災の共生に向けた考え方

伊豆市では、少子高齢化、人口減少が進行しており、今後もその傾向は継続することが想定されています。一方で、観光は土肥地域の中心産業になっています。そのため、地域の産業の活性化につながるよう観光と防災を関連付け、防災が観光の一翼を担う方策を導入していくことが必要です。

観光客が帰宅するまでのサポート体制など、被災を想定したおもてなしのあり方を検討するとともに、災害による危険性だけが強調されることのないよう積極的な情報発信を行い、防災も観光資源として活用するように努めます。

さらに、観光と防災の共生したまちづくりをさらに発展させるための提案を地域のみなさんとともに創出し、本計画に位置付けながら実現に向けて努めます。

##### 具体的な方策

共生する - アクション5：先駆的な観光防災推進地域に向けた体制構築・積極的な情報発信

アクション6：防災を活用した観光事業の展開

##### “土肥を観光と防災でさらに魅力あるまちにする”ために

- 地域のみなさんとともに継続的に議論を重ねる中で、地震・津波からの避難やリスクを受け入れた暮らし方・住まい方等についての新たな提案が出てくることが期待されます。
- 土肥地域は、地域のみなさんやとそれらの提案を試行・具体化したり、来訪者がそれらの提案を体験できるフィールドとなるよう努めていきます。
- 新たな提案としては、例えば、新しい形式の垂直避難施設や、リスクと対策の体験施設の整備を行うことが考えられます。

## (2) リスクと共存する暮らし方・住まい方（土地利用）に関する考え方

### 津波災害リスクを理解した暮らし方・住まい方を考えます

南海トラフ巨大地震に伴い、土肥地域では、最大津波高 T.P.10mの津波が到達するという災害リスクが想定されています。一方で、風光明媚な海辺を活かした観光や水産業等海に根差した産業が盛んであり、この沿岸部には産業機能・生活機能が集積しています。これらの機能は、土肥地域の持続的な発展を支えていることから、土肥地域にとって不可欠なものとなっています。

地域で暮らし続けるためにも、この地域の津波災害のリスクを正しく認識し、リスクと共存できる暮らし方・住まい方（土地利用）を考えていくことが必要となります。

### 避難体制を強化する区域の指定を選択しました

30cm以上浸水すると歩行が困難になるといわれています。そこで、津波浸水想定区域内の住民が津波から「逃げる」ことができるように、避難施設や避難路の確保や避難訓練の実施等の警戒避難体制を強化する区域として、平成30年3月27日に「海のまち安全避難エリア（津波災害警戒区域）」の指定を選択しました（静岡県が指定）。

### 子どもや高齢者等が利用する施設を安全に建ててもらおう区域の指定を選択しました

津波到達までの時間に余裕の無い土肥地区では、子どもや高齢者等は避難できず、その場にとどまらざるを得ない状況が考えられます。また、2m以上浸水すると建物倒壊の危険性が高まるといわれています。そこで、建物倒壊等の危険性がある区域では、子どもや高齢者等の避難に配慮を要する方々が利用する施設（例：社会福祉施設、学校、医療施設）を、安全性を確保しながら建ててもらおうための区域として、平成30年3月27日に「海のまち安全創出エリア（津波災害特別警戒区域）」の指定を選択しました（静岡県が指定）。

### 特別警戒区域指定のトップランナーとして区域への支援策を積極的に創出します

これらの区域を指定することで、将来にわたって地域の安全性を向上させ、安全に暮らし続けられる地域を目指し、観光防災まちづくりの促進策について継続的に議論を深めます。伊豆市は、全国初となる「海のまち安全創出エリア（津波災害特別警戒区域）」を指定した津波防災地域づくりのトップランナーとして国・県と協議し、地域にメリットのある支援策を国・県とともに積極的に創出していきます。

#### 具体的な方策

- 共生する - アクション4：長期的なまちづくりを見据えた暮らし方・住まい方（土地利用）の検討
- アクション5：先駆的な観光防災推進地域に向けた体制構築・積極的な情報発信

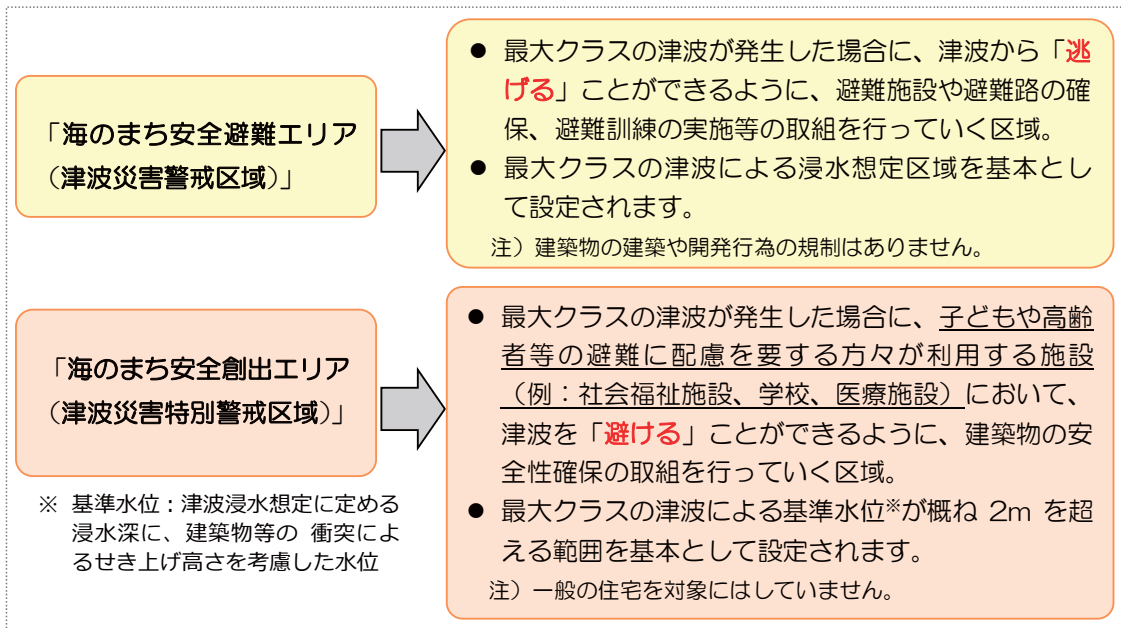


図 海のまち安全避難エリア (津波災害警戒区域)・  
海のまち安全創出エリア (津波災害特別警戒区域) のイメージ



## 「海のまち安全避難エリア(津波災害警戒区域)」、 「海のまち安全創出エリア(津波災害特別警戒区域)」の確認方法

「海のまち安全避難エリア(津波災害警戒区域)」、「海のまち安全創出エリア(津波災害特別警戒区域)」の指定日や指定区域は、静岡県 HP にて確認することができます。

静岡県 HP のホームからは、

ホーム > 交流・まちづくり > 河川・港湾 > 河川砂防局ホーム  
> 地震・津波対策 > 津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定  
の順に移動した先に、伊豆市の情報が掲載されています。

伊豆市				
指定市町	伊豆市			
指定日	平成30年3月27日			
指定区域	下の各図面のとおり			
県公報告示 号数	定期第2998号			
掲載日	平成30年3月27日			
告示番号	静岡県告示第204号			
掲載URL	<a href="http://www2.pref.shizuoka.jp/all/kenkoho.nsf/webview/">http://www2.pref.shizuoka.jp/all/kenkoho.nsf/webview/</a>			

<a href="#">17-1 Y (PDF: 547KB)</a>	<a href="#">17-2 Y (PDF: 537KB)</a>	<a href="#">17-3 Y (PDF: 575KB)</a>	<a href="#">17-4 Y (PDF: 494KB)</a>	<a href="#">17-5 Y (PDF: 591KB)</a>
<a href="#">17-6 Y (PDF: 431KB)</a>	<a href="#">17-7 Y (PDF: 664KB)</a>	<a href="#">17-8 Y (PDF: 674KB)</a>	<a href="#">17-9 Y (PDF: 629KB)</a>	<a href="#">17-10 Y (PDF: 700KB)</a>
<a href="#">17-11 Y (PDF: 518KB)</a>	<a href="#">17-12 Y (PDF: 822KB)</a>	<a href="#">17-13 Y (PDF: 689KB)</a>	<a href="#">17-14 Y (PDF: 353KB)</a>	<a href="#">17-15 Y (PDF: 839KB)</a>
<a href="#">17-16 Y (PDF: 799KB)</a>	<a href="#">17-17 Y (PDF: 624KB)</a>	<a href="#">17-18 Y (PDF: 724KB)</a>	<a href="#">17-19 Y (PDF: 721KB)</a>	<a href="#">17-20 Y (PDF: 346KB)</a>
<a href="#">17-21 Y (PDF: 441KB)</a>	<a href="#">17-22 Y (PDF: 678KB)</a>	<a href="#">17-23 Y (PDF: 697KB)</a>	<a href="#">17-24 Y (PDF: 676KB)</a>	<a href="#">17-25 Y (PDF: 811KB)</a>
<a href="#">17-26 Y (PDF: 637KB)</a>	<a href="#">17-27 Y (PDF: 498KB)</a>	<a href="#">17-28 Y (PDF: 716KB)</a>	<a href="#">17-29 Y (PDF: 737KB)</a>	<a href="#">17-30 Y (PDF: 649KB)</a>
<a href="#">17-31 Y (PDF: 618KB)</a>	<a href="#">17-32 Y (PDF: 696KB)</a>	<a href="#">17-33 Y (PDF: 683KB)</a>	<a href="#">17-34 Y (PDF: 614KB)</a>	<a href="#">17-35 Y (PDF: 698KB)</a>
<a href="#">17-36 Y (PDF: 593KB)</a>	<a href="#">17-37 Y (PDF: 680KB)</a>	<a href="#">17-38 Y (PDF: 368KB)</a>	<a href="#">17-39 Y (PDF: 680KB)</a>	<a href="#">17-40 Y (PDF: 638KB)</a>
<a href="#">17-41 Y (PDF: 629KB)</a>	<a href="#">17-42 Y (PDF: 489KB)</a>	<a href="#">17-43 Y (PDF: 626KB)</a>	<a href="#">17-44 Y (PDF: 725KB)</a>	<a href="#">17-45 Y (PDF: 383KB)</a>

出典：静岡県 HP

図 海のまち安全避難エリア(津波災害警戒区域)・  
海のまち安全創出エリア(津波災害特別警戒区域) 閲覧ページ(抜粋)

### (3) 警戒避難体制の整備に関する考え方

土肥地域において津波災害リスクの特に高い沿岸部は、地域住民の生活の場であるだけでなく、観光客が風景や海水浴、マリンスポーツを楽しむ空間でもあります。そのため、津波災害に対する警戒避難体制の構築に当たっては、住民だけでなく観光客の避難についても十分な留意が必要です。

津波による浸水が想定される区域においては、逃げるための耐震化及び避難場所<sup>※</sup>や避難路の確保を重点的に行うとともに、円滑な避難を行うための地震・津波避難計画や津波避難地図の作成、避難ルールの検討等を進めます。また、避難場所の位置や避難経路をよく知らない観光客でも安全に避難できる方法について、事業者や地域住民が連携しながら検討を行います。

このように、耐震化や避難の方法・あり方について地域で継続的に議論を重ねるとともに、地域と観光事業者が連携して行う避難誘導訓練や、ITなどの先進技術を取り入れた避難訓練等により実効性を確認しながら、改善していくことを通して、警戒避難体制の強化・定着を図ります。

#### 具体的な方策

共生する - アクション1：地域防災力の強化

逃げる - アクション1：避難のスタートラインに立つための耐震化の促進

アクション2：避難者の受け入れが可能な避難場所の確保

アクション3：円滑な避難支援のための資機材の配備

アクション4：円滑に避難するための避難経路や避難方法の検討

アクション5：避難場所まで安全にたどり着くための避難路の確保

#### ※ 避難場所と避難所について

避難場所：切迫した災害の危険から逃れるために避難する場所で、津波災害の場合は、高台など津波の到達しない安全な区域にある場所や、津波避難ビルなど地震や津波に対し構造上の安全が確保されている建物の津波の水位以上の高さの場所などをいいます。

避難所：災害発生後、家に戻れなくなった避難者などが一定期間滞在し、生活環境を確保できる場所をいいます。



#### (4) 地域主導による取組推進に関する考え方

##### 地域が考え・動きそれを行政が支える体制を考えます

土肥地域では、各地区の自治会、まちづくり・漁業・観光関係の団体、中学校等の地域を構成する主体それぞれが、自らの目標となる「地震・津波対策がんばる“地域宣言”」を行い、主体的に行う取組を提示しました。(平成 31 年 2 月現在 19 の地区・団体が作成)

これら地域が考えた取組を推進するとともに、地域だけで実施することが困難なことについては、行政が積極的に支援を行い、地域先行・行政後追いによるボトムアップ型で取組の推進を図ります。

さらに、各地区・団体・学校等が検討した「地震・津波対策がんばる“地域宣言”」や具体的な災害時の対応行動や避難のルール等については、地域が実践する計画である「地区防災計画」として地域防災計画への位置付けを進めます。(平成 31 年 2 月現在 4 の地区・団体が作成し、地域防災計画に定められています。)

##### 具体的な方策

※「共生する」、「逃げる」、「生き延びる」、「守る・減らす」に係る横断的な考え方であるため、全てのアクションが関係する

##### 地区防災計画について

「地区防災計画」とは、地域の居住者や事業者が、地域で行う自発的な防災活動を取りまとめたボトムアップ型の計画です。

地域の居住者や事業者は、共同して、「地区防災計画」を市の「地域防災計画」に定めることを提案することができます。



出典：内閣府 HP

図 みんなで作る地区防災計画

## (5) 区域指定がおよぼす地域イメージへの影響に関する考え方

### ～マイナスイメージからプラスイメージへの転換

#### 市民の不安を払拭するための取組みを推進していきます

区域の指定にあたり、一部の地域住民の中には地域のイメージダウンにつながる不安があることから、市内の住民、観光事業者、生徒などのさまざまな人々に、災害リスクや区域の意味の正しい理解、観光と防災のバランスのとれたまちづくりに向けた考え方等について周知・啓発を継続的に行い、不安払拭に向けた取組みを地域と行政が一体となり進めていきます。

#### 土肥小中一貫校生も考える 観光防災まちづくりの授業

平成 29 年度からは、土肥地域の生徒たちが、土肥地域の恵みや地震・津波による災害リスクやこれまでに行われてきた取り組みを知り、自分たちができるこれからの取り組みを考え、発表する授業を、PTA と協力しながら継続的に実施しています。



写真 土肥小中一貫校生も考える会

#### 津波防災地域づくりの先進地域として全国に向けた情報発信を積極的に行っています

地震・津波災害リスクの震度分布や浸水想定から“土肥地域＝危ない地域”というマイナスイメージではなく、土肥地域が、全国初の区域指定をはじめ、地震・津波防災対策を全国に先立って先駆的に進めているというプラスイメージに転換する必要があります。さらに、区域の意味の正しい理解が広く浸透するよう、設定した愛称の全国への普及啓発を進めていきます。

常に先駆的な取り組みをすすめるとともに、全国レベルの様々な場を活用し、日本全国に向けて積極的にアピールし、津波防災地域づくりの先進地域としての『ブランド』を確立します。こうした活動を通して視察機会や来訪につなげ、観光振興・地域振興を図ります。

#### 全国的に評価された土肥地域の取り組み

観光防災まちづくりに関する考え方や、みなさんが考え・実施している前向きな取り組みをより多くの方に正しく理解していただくため、全国へ情報発信する機会となる「ジャパン・レジリエンス・アワード（強靱化大賞）2018」へ応募し、最高賞であるグランプリを受賞しました。

その他、平成 30 年 11 月に内閣府主催で開催された「津波防災の日」では、観光事業者による取り組み紹介を行うなど、地域と連携しながら、情報発信の機会創出にも努めています。



写真 ジャパン・レジリエンス・アワード  
(国土強靱化大賞) 2018 グランプリ受賞

## 観光防災まちづくりへ真摯に向き合う地域の姿の“見える化”を進めていきます

地域住民、観光業者等が災害リスクを正しく理解し、災害リスクに対して地域が主体的かつ前向きにさまざまな取組みを進めている地域であることを誰にでも見て分かるようにし、来訪者に安心して訪問してもらえる環境を創る必要があります。そのための検討を戦略的に進めていきます。

### 観光防災まちづくりの機運を高めるのぼり旗やイベントの開催

土肥地域が誇りをもって観光防災まちづくりに取り組む雰囲気づくりのため、土肥支所や土肥小中一貫校、松原公園、津波避難タワー、津波避難ビルとなっている宿泊施設等、地域や観光事業者等に協力いただきながら、さまざまな場所への設置を進めています。

また、平成 29 年 3 月には、「海のまち安全避難エリア」、「海のまち安全創出エリア」指定を記念し、観光事業者と連携したイベントが開催され、土肥地域への来訪者への周知が行われました。

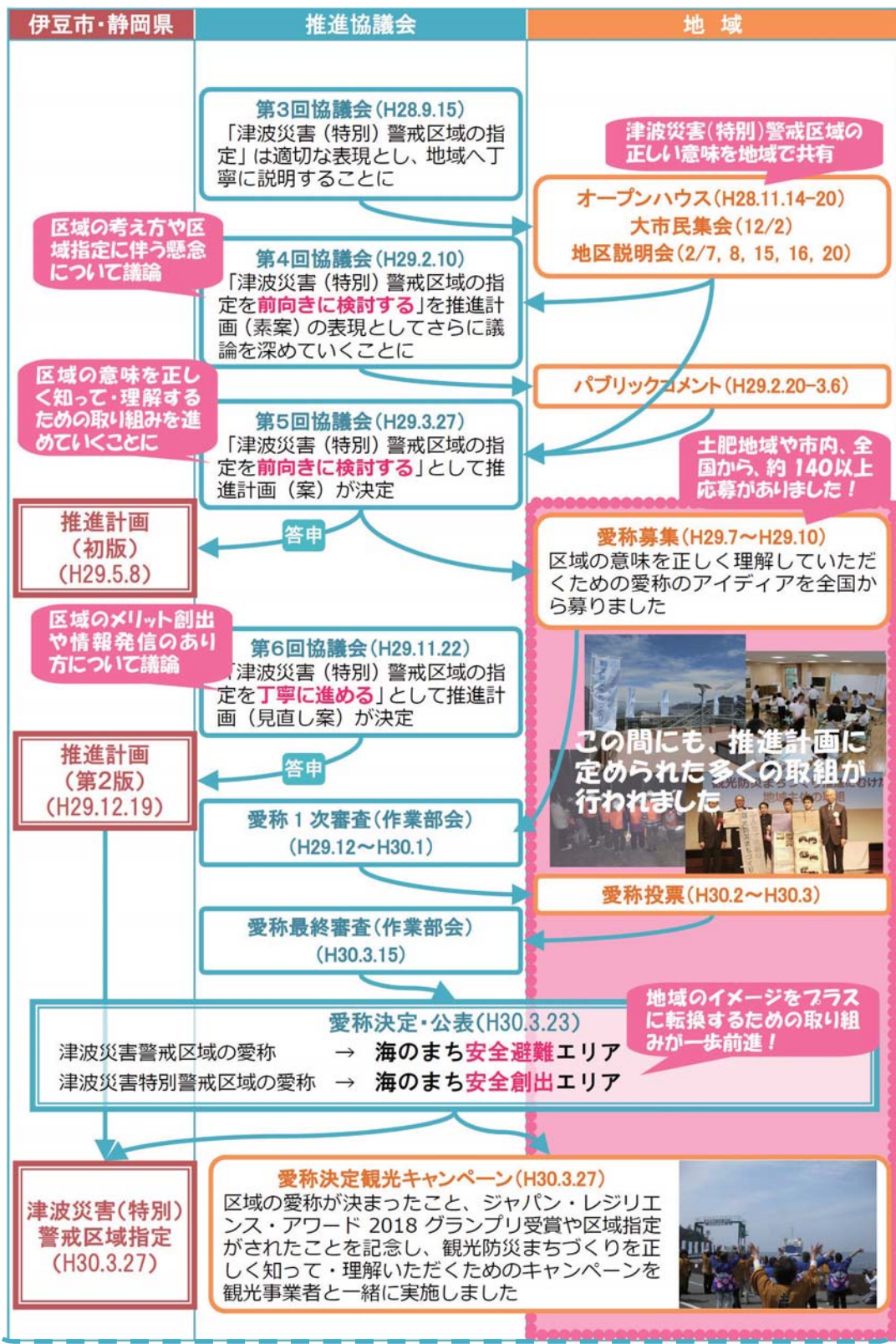


写真 観光防災まちづくり のぼり旗

### 具体的な方策

- 共生する - アクション 2 : 災害リスクへの認識や防災意識の向上  
アクション 3 : 地域防災力を下支えする地域コミュニティの育成  
アクション 5 : 先駆的な観光防災推進地域に向けた体制構築・積極的な情報発信  
アクション 6 : 防災を活用した観光事業の展開

## 愛称決定・区域指定までの経緯



---

## 2 ハード・ソフト対策の体系

第3章に示した4つの取組方針に基づき、観光防災まちづくりの実現に向けたハード・ソフト対策を以下のとおり構成します。

個々の対策は、「みんなで考える会（ワークショップ）」などで出された、地域のみなさんが“将来にわたってやっていけそうなこと”や、それらを実施するために“必要となる行政からの支援”についてのご意見に基づき、設定しています。

### 共生する リスクを理解し、工夫を積み重ねて安全性を高めるエリアの形成

- アクション1：地域防災力の強化
- アクション2：災害リスクへの認識や防災意識の向上
- アクション3：地域防災力を下支えする地域コミュニティの育成
- アクション4：長期的なまちづくりを見据えた暮らし方・住まい方（土地利用）の検討
- アクション5：先駆的な観光防災推進地域に向けた体制構築・積極的な情報発信
- アクション6：防災を活用した観光事業の展開

### 逃げる 住民、観光客、従業員などの安全を確保するための警戒避難体制の構築

- アクション1：避難のスタートラインに立つための耐震化の促進
- アクション2：避難者の受け入れが可能な避難場所の確保
- アクション3：円滑な避難支援のための資機材の配備
- アクション4：円滑に避難するための避難経路や避難方法の検討
- アクション5：避難場所まで安全にたどり着くための避難路の確保

### 生き延びる 地域が早期復旧するための支援機能の向上

- アクション1：生き延びるための体制構築
- アクション2：安全で衛生的な避難生活環境の確保
- アクション3：備蓄の確保
- アクション4：浸水想定区域外における防災拠点の確保
- アクション5：災害に強いネットワーク構築
- アクション6：災害に強いライフライン構築
- アクション7：地籍調査の推進

### 守る・減らす 地震・津波・土砂災害による被害を少しでも減らすための防災・減災対策の推進

- アクション1：海岸保全施設、河川管理施設の検討
- アクション2：津波防護施設の検討 ※津波防護施設については、P.53の解説を参照
- アクション3：港湾施設の維持管理
- アクション4：土砂災害対策の推進



### 3 ハード・ソフト対策の一覧

#### (1) 共生する

自助共助による地域の防災力を強化するため、地域防災力の強化、防災意識の向上、地域防災力を下支えする地域コミュニティの育成等の対策を実施します。

#### アクション1：地域防災力の強化

市民の防災力を強化していくため、住民が主体となって地域の特性を踏まえた避難訓練を実施します。

市は、避難訓練の実施や自主防災組織の活動等を支援します。

番号	対策名	主な実施主体
共-1	地域の特性を踏まえた避難訓練の企画・実施	住民・観光事業者
共-2	避難訓練の支援・実施・高度化	伊豆市防災安全課
共-3	自主防災組織の活動支援	伊豆市防災安全課
共-4	自主防災リーダーや災害ボランティアの育成	伊豆市防災安全課

#### みなさんからいただいた主なご意見

- ・賞味期限切れが近い非常食を参加者に配布する等、防災訓練への継続的な参加を促すよう留意する必要がある
- ・夜間の避難訓練においては、停電によって外灯が消えていることも想定する必要がある
- ・避難訓練を行うにあたっては、地区の状況を反映したリアリティのある内容となるよう留意する必要がある
- ・避難訓練の参加率を上げる工夫が必要だ
- ・高齢者でも積極的に訓練に参加する雰囲気づくりを行うことが必要だ
- ・地区の災害に強い面、弱い面を把握し、地区の強みを活かした避難行動をとれるようにしたほうがよい

---

## アクション2：災害リスクへの認識や防災意識の向上

---

日頃から防災への意識を高めるため、住民と市が協力して、地震・津波リスクへの認識強化活動や防災意識向上のための啓発活動を実施します。

番号	対策名	主な実施主体
共-5	地震・津波リスクへの認識強化活動の実施	住民
共-6	防災意識向上のための啓発活動の実施	住民 + 伊豆市防災安全課・学校教育課

### みなさんからいただいた主なご意見

- 自力で避難できない人たちが、どのように避難し生き延びるのか、各自で考える機会を持つことが必要だ
- 避難困難地域は地域の実態を反映して算出すべきだ
- 若い頃から防災教育を行い、高齢者になっても防災意識を高く持つようにすることが必要だ
- 地震・津波による災害リスクへの関心を高め、正しく理解してもらえるよう留意する必要がある
- 浸水想定区域外の地域住民についても防災意識の向上を図るよう留意する必要がある
- 防災意識向上や防災関連イベントの案内などに、防災無線を活用すべきだ

### アクション3：地域防災力を下支えする地域コミュニティの育成

災害時に助け合える地域をつくるため、住民が主体となって、地域社会の絆の強化する活動や地域産業の振興による地域防災の担い手確保に取り組みます。

市は、地域で支えあう体制作りや地域産業の担い手育成、地域コミュニティ活動の活性化、定住促進等の取組を支援する制度を運用することにより、住民活動を支援します。

番号	対策名	主な実施主体
共-7	災害時に助け合うことのできる地域社会の絆の強化活動の実施	住民
共-8	災害時に支援が必要な人を地域で支える体制の構築	伊豆市社会福祉課
共-9	地域防災の担い手確保	住民
共-10	地域産業の担い手育成	伊豆市農林水産課
共-11	地域コミュニティ活動の活性化	伊豆市総合戦略課
共-12	空き家等情報提供による定住促進	伊豆市総合戦略課

#### みなさんからいただいた主なご意見

- ・「組」組織などを活用し、地域の小さな単位で多くの人に参加して具体的な議論を重ねることが重要だ
- ・避難のあり方や対策の是非について、地域で意見が分かれているが、様々な立場の人全員が意見を言いやすい環境を、市としても作るようにしてほしい
- ・地域の中で顔の見える関係を築き、即地的で現実的な議論をすることが重要だ
- ・防災教育を継続することにより、地域における防災意識が常にあるコミュニティを形成することが必要だ
- ・検討を進めるにあたり、高齢者が参加できる方法を検討したほうがよい
- ・この会議にもっと多くの人を集めることが必要だ
- ・各地区の防災対策を可能な限り早く実現するため、市が積極的・主体的に、各地区の意見をまとめる作業を進めることが必要だ
- ・顔の見える地区の単位で、避難の方法を考えるべきだ
- ・若者がいないことを前提とした災害時要援護者対策が必要だ
- ・地域防災力となる担い手を確保するために、ブルーベリー等の地域の特産品を育てていくことが必要だ／付加価値の高い農業を皆で考えていくことが必要だ／農業で生計を立てる人を多くすることは必要だ／漁業のみでなく別の産業を進めることを考えることが必要だ／地域の産業の振興を進めるためにビジネスモデルを皆で考えることは必要だ／国道を利用する観光客向けの産業を振興することはできそうだ／松崎の農家レストランのような地元の農産物を活用した店を作ることは必要だ／国道を利用する観光客向けの店を作ることは必要だ／20年先を見て産業振興を考えることが必要だ／鹿肉を利用して、食害防止と産業振興の両立が必要だ
- ・上に挙げた施策を実施するためにはリーダーを育成することが必要だ

## アクション4：長期的なまちづくりを見据えた暮らし方・住まい方（土地利用）の検討

災害リスクに対応し、いつまでも安全・安心に暮らすことのできるまちをつくるため、住民と行政が議論を重ねながら、リスクと共生するためのゾーニングを検討していきます。

この検討結果を踏まえ、ゾーニングを恒久的に明示するための具体的な方策として、行政・住民・観光事業者は、海のまち安全避難エリア（津波災害警戒区域）・海のまち安全創出エリア（津波災害特別警戒区域）の指定を選択し、行政と地域が連携しながら、さらに津波災害リスクと共存するためのゾーニングについて、地域で忘れないようにするための周知活動を実施します。

あわせて、浸水想定区域外における住宅用地確保及び安全・安心なまちの構造について検討します。

番号	対策名	主な実施主体
共-13	リスクと共生するためのゾーニングの検討	住民・観光事業者＋伊豆市防災安全課
共-14	海のまち安全避難エリア（津波災害警戒区域）	静岡県・伊豆市防災安全課 ＋住民・観光事業者
共-15	海のまち安全創出エリア（津波災害特別警戒区域）	静岡県・伊豆市防災安全課 ＋住民・観光事業者
共-16	津波に強いまちづくりのための独自の建築ルールの検討	住民・観光事業者＋伊豆市防災安全課・都市計画課
共-17	リスクと共生するためのゾーニングに関する周知活動の実施	静岡県・伊豆市防災安全課 ＋住民・観光事業者
共-18	浸水想定区域外における住宅用地の確保及び安全・安心なまちの構造に関する検討	伊豆市防災安全課・都市計画課・用地管理課

### みなさんからいただいた主なご意見

- ・小さなテーマで良いから、地域で継続的に議論を繰り返すことで防災力を向上させていくべきだ
- ・地域づくりの課題の一つが防災であることを認識することが必要だ
- ・津波災害リスクの低いエリアへの移住を促進するため、地域の空き家を利用して、移住を進めることが必要だ
- ・移転等の施策を行うにあたっては、メリットに感じられるような助成制度等の手厚い支援策を検討することが必要だ
- ・居住者の高台移転を促す場合には、土肥地域からの流出について留意する必要がある
- ・居住者の高台移転を促す場合には、居住意向が高まるような施策の導入について検討してほしい

## アクション5：先駆的な観光防災推進地域に向けた体制構築・積極的な情報発信

安全・安心と活力ある地域づくりを両立させるため、観光事業者や市民、行政が協力して、災害時における観光客の避難誘導等の対応やサポート体制を構築し、災害時のおもてなし施策の検討を進めます。また、災害による危険性だけが強調されることのないよう積極的な情報発信を行います。

番号	対策名	主な実施主体
共-19	観光客の避難誘導や帰宅までのサポート体制の構築等、災害時のおもてなし施策の検討	観光事業者・住民＋伊豆市防災安全課・観光商工課
共-20	全国に土肥地域の先駆的な取組をみんなで伝え・興味を持っていただくための積極的な情報発信	観光事業者・住民＋伊豆市防災安全課・観光商工課・静岡県・国
共-21	温泉施設整備事業	伊豆市上下水道課

## アクション6：防災を活用した観光事業の展開

地域の中心産業である観光を守り育てることで、こうした観光地の安全・安心対策を観光資源として活用し、さらなる観光振興につなげます。

番号	対策名	主な実施主体
共-22	観光防災を組み合わせたツアーの創造	観光事業者・住民＋伊豆市防災安全課・観光商工課

### みなさんからいただいた主なご意見

- ・まちおこしと防災をリンクさせて検討していくことが必要だ
- ・観光と防災のうまいバランスを考えることが必要だ

## (2) 逃げる

発災直後から安全かつ確実に避難することができる環境を整えるため、耐震化の促進、避難路及び避難場所の確保、避難経路や避難方法の検討等の対策を実施します。

### **アクション 1 : 避難のスタートラインに立つための耐震化の促進**

早期避難のための環境を整備するため、住民が主体となって、建物やブロック塀の耐震化、家具の固定等を進めます。市は、それらの取組の支援等を行います。

番号	対策名	主な実施主体
逃-1	建物の耐震化やブロック塀の撤去・改善	住民
逃-2	建物の耐震化やブロック塀の撤去・改善に係る支援	伊豆市都市計画課
逃-3	倒壊危険な家屋やブロック塀の撤去・改善に関する行政指導	伊豆市都市計画課
逃-4	家具の固定	住民

### **アクション 2 : 避難者の受け入れが可能な避難場所の確保**

安全かつ早期に津波から避難する場所を確保するため、高層建物の所有者は、津波災害時に避難者の受け入れを行います。市は、所有者の協力を得られた建物を、津波避難ビルに指定する他、既存の避難場所の安全確保や必要な避難場所の整備を検討します。

番号	対策名	主な実施主体
逃-5	津波避難者への高層建物の開放	住民・施設所有者
逃-6	津波避難ビル指定	伊豆市防災安全課・土肥支所
逃-7	避難場所の安全確保	伊豆市防災安全課
逃-8	避難場所の整備	住民・観光事業者 伊豆市防災安全課

### **アクション 3 : 円滑な避難支援のための資機材の配備**

住民が主体となって、円滑に避難するために必要な装備を確保します。市は、それら資機材の整備を支援します。

番号	対策名	主な実施主体
逃-9	津波避難のための装備の確保	住民
逃-10	防災資機材整備事業	伊豆市防災安全課

#### アクション4：円滑に避難するための避難経路や避難方法の検討

誰もが円滑に避難できる環境を整えるため、住民や観光事業者と市が協力して、照明灯や避難路サイン及び浸水域表示看板の設置等を行います。また、地震・津波避難計画や津波避難地図、避難の際のルール、観光客も含めた安全な避難方法等について、検討を進めます。

番号	対策名	主な実施主体
逃-11	照明灯や避難路サインの設置	住民＋伊豆市防災安全課
逃-12	津波浸水域表示看板作成	伊豆市防災安全課
逃-13	土砂災害ハザードマップ作成	伊豆市防災安全課・用地管理課
逃-14	地震・津波避難計画、津波避難地図作成	住民＋伊豆市防災安全課
逃-15	避難ルールの検討	住民＋伊豆市防災安全課
逃-16	観光客の安全な避難方法の検討	観光事業者＋伊豆市観光商工課・防災安全課

#### みなさんからいただいた主なご意見

- ・行政は地区の細部まで把握することは困難なので、各家庭で作成した避難マニュアルを参考にできるとよい
- ・避難を支援したことで、被害が拡大しないよう留意する必要がある
- ・地区毎に住民の避難に対する考え方に差があるため留意する必要がある

#### アクション5：避難場所まで安全にたどり着くための避難路の確保

津波避難場所に安全にたどり着くための避難路を日頃から維持・確保するため、住民や観光事業者と市が協力して避難路の管理や整備、安全性の確認調査等を行います。

番号	対策名	主な実施主体
逃-17	避難路の管理	住民・観光事業者
逃-18	避難路の整備	住民＋伊豆市建設課・都市計画課・防災安全課
逃-19	避難経路の安全性の調査	住民＋伊豆市建設課・都市計画課・防災安全課

### (3) 生き延びる

大規模な災害発生時から避難生活に至る救急救援、復旧復興等を確実に実行できるよう、安全で衛生的な避難生活環境の確保、防災拠点の確保、災害に強いネットワーク構築等の対策を実施します。

#### アクション1：生き延びるための体制構築

住民や観光事業者と市が協力して、土肥地域全体が被災後生き延びるための避難所や備蓄のあり方、地区間の協力、外部からの支援方法、災害ボランティアの受け入れ体制等について、孤立も想定して検討し、生き延びるための計画を策定します。

番号	対策名	主な実施主体
生-1	被災後生き延びるための計画策定	住民・観光事業者 + 伊豆市防災安全課 ・ 社会福祉課

#### アクション2：安全で衛生的な避難生活環境の確保

安全で衛生的な広域避難環境等を確保するため、市は、小中一貫校校舎・体育館改修、広域避難所の整備等を実施します。

また、これらの避難所を運営していくためのマニュアルの検討や避難所運営訓練等を、住民と市が協力して実施します。

番号	対策名	主な実施主体
生-2	小中一貫校校舎・体育館改修事業	伊豆市学校教育課
生-3	小中一貫校校舎・体育館改修に伴う救護所の変更検討	伊豆市健康支援課
生-4	マンホールトイレの整備	伊豆市上下水道課
生-5	小土肥、八木沢、小下田地区における指定避難所の整備	伊豆市防災安全課
生-6	避難所運営方法の検討	住民 + 伊豆市防災安全課

#### みなさんからいただいた主なご意見

- ・ 避難施設については、地域住民が普段の利活用を考えてから、整備をしていくことが必要だ



---

### アクション 3 : 備蓄の確保

---

住民や観光事業者と市が協力して、避難生活の長期化や被災観光客への対応も考慮した備蓄の確保や安全な管理方法を検討します。

番号	対策名	主な実施主体
生-7	避難生活を生き延びる備蓄の確保	住民 + 伊豆市防災安全課
生-8	観光客も考慮した備蓄の確保	住民・観光事業者 + 伊豆市観光商工課

### アクション 4 : 浸水想定区域外における防災拠点の確保

---

市は、津波被災後の避難生活を送るための拠点や事前防災対策としての移転先として活用可能な防災拠点を、津波浸水想定区域外において整備・確保することを検討します。

番号	対策名	主な実施主体
生-9	津波防災拠点の確保	伊豆市防災安全課・ 総合戦略課・都市計画課

### アクション 5 : 災害に強いネットワーク構築

---

行政(国・県・市)は、避難所まで安全にアクセスするため、道路拡幅やバイパス整備、ヘリポート整備等を実施します。

番号	対策名	主な実施主体
生-10	防災・安全交付金(国道道路改築)事業 (一般国道 136 号土肥峠区間)	静岡県
生-11	伊豆縦貫自動車道整備(天城北道路)	沼津河川国道事務所
生-12	国道 136 号下船原バイパス整備事業	静岡県
生-13	市道出口平石線改良	伊豆市建設課・ 静岡県
生-14	ヘリポート整備	伊豆市防災安全課

---

## アクション6：災害に強いライフライン構築

---

市は、災害時にもライフラインの機能を確保するため、上下水道施設の維持管理等を実施します。

番号	対策名	主な実施主体
生-15	上下水道施設整備事業	伊豆市上下水道課

## アクション7：地籍調査の推進

---

津波災害対策の円滑な施行及び津波被災後の復旧活動の迅速化のため、地籍調査を推進します。

番号	対策名	主な実施主体
生-16	地籍調査事業	伊豆市用地管理課

#### (4) 守る・減らす

激甚災害がもたらす被害の防護や軽減に向けて、海岸保全施設・河川管理施設・津波防護施設※の検討、土砂災害対策の推進等の対策を実施します。

※ 津波防護施設については、P.53 の解説を参照

### アクション 1：海岸保全施設・河川管理施設の検討

行政は、海岸や河川の津波対策施設の整備について、住民や観光事業者等の地域の合意形成を図りながら検討します。また、地域の同意が得られた必要な津波対策施設整備や耐震化は、速やかに施工を進めます。

番号	対策名	主な実施主体
守-1	レベル1津波に対する津波対策施設（海岸・河川）の検討〔土肥港海岸、山川、火振川〕	静岡県 +住民・観光事業者
守-2	レベル1津波に対する津波対策施設（海岸・河川）の検討〔八木沢漁港海岸、松原川、八木沢大川〕	静岡県・ 伊豆市建設課 +住民・観光事業者
守-3	レベル1津波に対する津波対策施設（海岸）の検討〔小下田漁港海岸〕	静岡県・ 伊豆市建設課 +住民・観光事業者
守-4	レベル1津波に対する津波対策施設（河川）の検討〔小土肥大川〕	静岡県 +住民・観光事業者

#### みなさんからいただいた主なご意見

- ・防潮堤のかさ上げが可能となるよう、観光事業者と地区が合意形成を進めてほしい
- ・防潮堤の整備にあたっては、十分な調査を行った上で、合意形成を図りながら検討を行ってほしい
- ・港湾施設や河川施設の整備に係る計画策定にあたっては、地区のさまざまな人が議論に参加できるようにする必要がある
- ・防潮堤建設の是非を早く判断するために、地域のたくさんの意見を集めることが重要だ
- ・防潮堤建設の是非については、地域で意見が分かれているが、様々な立場の人全員が意見を言いやすい環境を作って議論すべきだ
- ・防潮堤建設の是非は、地域で十分議論し調整することが必要だ

## アクション2：津波防護施設の検討

行政は、内陸部の津波防護施設（既存道路への盛土や胸壁）の整備について、住民や観光事業者等の地域の合意形成を図りながら検討します。また、地域の同意が得られた必要な津波対策施設整備や耐震化は、速やかに施工を進めます。

番号	対策名	主な実施主体
守-5	津波防護施設の検討	静岡県・ 伊豆市建設課 +住民・観光事業者

### 津波防護施設について

海岸や河川以外の内陸部で、津波災害を防ぎ、被害を減らすため、土を盛って道路を高くしたり、低い道路へ壁を付けたりする対策になります。

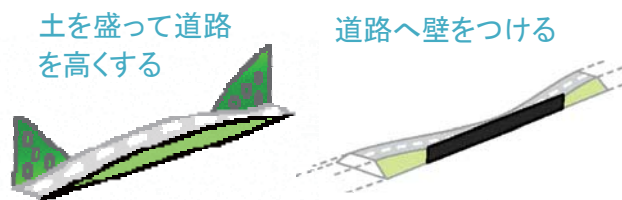


図 津波防護施設イメージ

## アクション3：港湾施設の維持管理

行政は、大規模災害時でも港湾施設が確実に機能するよう、港湾施設の改修及び維持修繕や、水門点検等を実施します。

番号	対策名	主な実施主体
守-6	港湾改修事業（老朽化対策等）	静岡県
守-7	港湾施設維持修繕	静岡県
守-8	港湾海岸陸閘水門管理	静岡県

## アクション4：土砂災害対策の推進

市は、避難経路上や避難場所・避難所における土砂災害のリスクを低減するため、治山施設設置を行います。

番号	対策名	主な実施主体
守-9	県単治山土肥小山洞工事	伊豆市建設課
守-10	県単急傾斜大久保 NO.3 工事	伊豆市建設課

---

なお、これらハード・ソフト対策は、「津波防災地域づくりに関する法律」第10条第3項第3号に基づく事業又は事務（イ～ト）に該当するものと、その他（チ）で構成されま  
す。

- 【津波防災地域づくりに関する法律に基づく事業及び事務（イ～ト）及びその他（チ）】
- イ： 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設の整備に関する事項
  - ロ： 津波防護施設の整備に関する事項
  - ハ： 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項
  - ニ： 避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項
  - ホ： 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第二条第二項 に規定する集団移転促進事業に関する事項
  - ヘ： 国土調査法第二条第五項 に規定する地籍調査の実施に関する事項
  - ト： 津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用促進に関する事項
  - チ： その他（法律に記載のない任意事項。イ～トに該当しないもの）

また、各対策の本計画への位置付けにあたっては、その実施時期について、短期（平成34年度末までに着手）・長期（平成35年度以降に着手）の別を明らかにします。

■ ハード・ソフト対策の一覧

基本方針	アクション	番号	対策名	対策内容	実施箇所	主な実施主体	実施時期※1	法律との関係※2	
共生する	1 地域防災力の強化	④ 共-1	地域の特性を踏まえた避難訓練の企画・実施	自主防災組織による地域の特性を踏まえた避難訓練を地域で企画し、実施する。夜間の避難訓練や、観光客も巻き込んだ避難訓練など、地域の実情に応じ工夫して行う。	土肥地域	住民・観光事業者	短期	チ	
			④ 共-2	避難訓練の支援・実施・高度化	地域が行う防災訓練の支援や総合防災訓練及び津波避難訓練を実施する。そのほか、大学、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、各種の防災訓練を実施する。	伊豆市全域	伊豆市防災安全課	短期	チ
		④ 共-3	自主防災組織の活動支援	自主防災組織活動支援補助金（自主防災組織で実施する防災訓練及び啓発事業に係る費用の一部を補助する。）	自主防災組織の資機材等整備事業補助金（自主防災組織で整備する資機材に補助する。）	伊豆市全域	伊豆市防災安全課	短期	チ
			④ 共-4	自主防災リーダーや災害ボランティアの育成	自主防災組織リーダー研修会等を通し、地域の防災リーダーや災害ボランティアを育成する。	伊豆市全域	伊豆市防災安全課	短期	チ
	2 災害リスクへの認識や防災意識の向上	④ 共-5	地震・津波リスクへの認識強化活動の実施	自分が今いる場所からどこへ逃げるかを常に考えるかたり、家族でどう逃げるか話し合ったりして、常日頃から地震・津波のリスクを認識し、避難への意識を高く持つための活動を行う。	土肥地域	住民	短期	チ	
			④ 共-6	防災意識向上のための啓発活動の実施	小中学校への出前講座等を実施する。	伊豆市全域	住民+伊豆市防災安全課・学校教育課	短期	チ
	3 地域防災力を下支える地域コミュニティの育成	④ 共-7	災害時に助け合うことのできる地域社会の絆の強化活動の実施	普段のお付き合いを通して、避難の際に支援が必要なものなどがどこにしているか等を共有し、災害時に助け合える関係を築くための活動を行う。	土肥地域	住民	短期	チ	
			④ 共-8	災害時に支援が必要な人を地域で支える体制の構築	避難行動要支援者名簿の更新及び自主防災組織や民生委員への情報提供を行い「支え合い体制」を築く。	伊豆市全域	伊豆市社会福祉課	短期	チ
		④ 共-9	地域防災の担い手確保	地域防災の担い手となる若者を確保するため、特産品の育成等の産業振興や観光活性化に向けて検討する。	地域防災の担い手育成等の育成等の産業振興や観光活性化に	土肥地域	住民	短期	チ
			④ 共-10	地域産業の担い手育成	地域に即した農業の担い手の育成等を通して、地域産業の活性化やその担い手による地域活動の活性化を促す。	伊豆市全域	伊豆市農林水産課	短期	チ
		④ 共-11	地域コミュニティ活動の活性化	地域コミュニティの活動拠点づくりや地域の活性化に係る取組等に対し補助を行う。（地域振興拠点づくり活動支援事業、地域づくり協議会制度、コミュニティ施設整備事業、コミュニティ備品購入等事業、ふるさとづくり事業、にぎわい交流支援事業、過疎債事業）	地域コミュニティの活動拠点づくりや地域の活性化に係る取組等に対し補助を行う。（地域振興拠点づくり活動支援事業、地域づくり協議会制度、コミュニティ施設整備事業、コミュニティ備品購入等事業、ふるさとづくり事業、にぎわい交流支援事業、過疎債事業）	伊豆市全域	伊豆市総合戦略課	短期	チ
			④ 共-12	空き家等情報提供による定住促進	空き家等の有効活用を通して、地域の活性化及び定住人口の増加を図る。（空き家等情報提供制度）	伊豆市全域	伊豆市総合戦略課	短期	チ

凡例 ④：みんなどで考える会で出された意見に基づく対策、⑤：地震・津波対策が「地域宣言」や地区の意見交換等から出された対策、黄色網掛け：既往計画に位置付けられている国・県の対策、黄緑色網掛け：既往計画に位置付けられている市の対策

※1 実施時期 短期：平成34年度未までに着手、長期：平成35年度以降に着手

※2 法律との関係 イ～ト：「津波防災地域づくりに関する法律」第10条第3項第3号に基づく事業又は事務、チ：その他（法律に記載のない任意事項。イ～トに該当しないもの）



基本方針	アクション	番号	対策名	対策内容	実施箇所	主な実施主体	実施時期※1	法律との関係※2	
共生する	4 長期的なまちづくりを見据えた暮らし方・住まい方(土地利用)の検討	共-13	リスクと共生するためのゾーニングの検討	地震・津波・液状化等災害リスクがあることを理解した上で、工夫を積み重ねて安全性を高めるエリアを設定し、安全な土地利用のあり方を検討するとともに、自助・共助を中心に(公助)とも連携した警戒避難体制を構築する。	土地地域	住民・観光事業者 + 伊豆市防災安全課	短期	予	
			共-14	海のまち安全避難エリア(津波災害警戒区域)	地震・津波によるリスクがあることを理解した上で、工夫を積み重ねて安全性を高めるエリアを明確化するべく、避難施設や避難路の確保や避難訓練の実施等の警戒避難体制を強化する(海のまち安全避難エリア(津波災害警戒区域)を指定する(静岡県が指定)。	土地地域	静岡県・伊豆市防災安全課+住民・観光事業者	短期	予
			共-15	海のまち安全創出エリア(津波災害特別警戒区域)	地震・津波によるリスクがあることを理解した上で、工夫を積み重ねて安全性を高めるエリアを明確化するべく、子どもや高齢者等の避難に配慮を要する方々が利用する施設(例:社会福祉施設、学校、医療施設)を、安全性を確保しながら建ててもらうための「海のまち安全創出エリア(津波災害特別警戒区域)」を指定する(静岡県が指定)。	土地地域	静岡県・伊豆市防災安全課+住民・観光事業者	短期	予
		共-16	津波に強いまちづくりのための独自の建築ルールの検討	津波災害特別警戒区域内において、静岡県建築部署とともに、各集落の実情を踏まえ、建築基準法道路関係規定の導入を検討する。また、必要に応じて、伊豆市条例による津波災害特別警戒区域の指定を検討する。	土地地域	住民・観光事業者 + 伊豆市防災安全課・都市計画課	短期	予	
		共-17	リスクと共生するためのゾーニングに関する周知活動の実施	地震・津波・液状化等災害リスクがあることを理解した上で、工夫を積み重ねて安全性を高めるエリアについて、正しい理解を促進させるため、行政と地域が連携しながら住民や事業者等への周知活動を継続的に実施する。	伊豆市全域	静岡県・伊豆市防災安全課+住民・観光事業者	短期	予	
		共-18	浸水想定区域外における住宅用地の確保及び安全・安心なまちの構造に関する検討	災害の未然防止を図るため、津波による浸水やげ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅移転の支援等について、災害危険区域や土砂災害特別警戒区域等の指定とあわせて検討する。 (災害危険区域の指定+かけ地近接危険住宅移転事業)	土地地域	伊豆市防災安全課・都市計画課・用地管理課	長期	予	
5 先駆的な観光防災推進地域に向けた体制構築・積極的な情報発信		共-19	観光客の避難誘導や帰宅までのサポート体制の構築等、災害時のおちてなし施策の検討	観光客の避難誘導や帰宅までのサポート体制など、被災を想定したおもてなしのあり方を検討するとともに、土地地域の旅館に宿泊客用のヘルメットや防災パンフレットを常備するなど、観光施設等での安全対策への取組を行う。	土地地域	観光事業者・住民 + 伊豆市防災安全課・観光工商課	短期	予	
		共-20	全国に土地地域の先駆的な取組をみんなで伝え・興味を持っていただくための積極的な情報発信	「津波災害(特別)警戒区域」など、リスクと共存するためのさらに1歩踏み出した取組について、正しい情報をわかりやすく伝えるため、映像や紙面などのさまざまな媒体による情報を、住民や観光事業者と行政が連携して作成する。 また作成した情報や、地域と観光事業者が連携して行う避難誘導訓練等の“お客様の安全・安心を本気で考え、真摯に取り組み土肥のみなさんの姿”を、観光事業者や旅行代理店等と連携しながら積極的に情報発信を行う。 さらに、「ジャパン・レジリエンス・アワード」や「濱口(はまぐち)裕陵(ごりょう)国際賞」への応募や学会での発表を通じ、土地地域の先駆的で前向きな地域主体の取組となる“観光防災まちづくり”を全国へ積極的にアピールする。	伊豆市全域	観光事業者・住民 + 伊豆市防災安全課・観光工商課・静岡県・国	短期	予	
		共-21	温泉施設整備事業	設備の更新、老朽施設の更新等維持管理を行う。	土地地域	伊豆市上下水道課	短期	予	
6 防災施設を活用した観光事業の展開		共-22	観光防災を組み合わせたツアーの創造	従来から土地地域にある温泉や海水浴、花火大会といった観光資源と避難訓練といった防災資源を組み合わせたツアーをつくり、来訪者の増加に努める。	土地地域	観光事業者・住民 + 伊豆市防災安全課・観光工商課	短期	予	

凡例 ④：みんなで考える会で出された意見に基づき対策、⑤：地震・津波対策がらばる“地域宣言”や地区の意見交換等から出された対策、黄色網掛け：既往計画に位置付けられている国・県の対策、黄緑色網掛け：既往計画に位置付けられている市の対策

※1 実施時期 短期：平成34年度末までに着手、長期：平成35年度以降に着手

※2 法律との関係 イ～ト：津波防災地域づくりに関する法律「第10条第3項第3号」に基づく事業又は事務、予：その他(法律に記載のない任意事項。イ～トに該当しないもの)





基本方針	アクション	番号	対策名	対策内容	実施箇所	主な実施主体	実施時期※1	法律との関係※2																																																								
逃げる	1 避難のスタートラインに立ったための耐震化の促進	④ 逃-1	建物の耐震化やブロック塀の撤去・改善	自宅や店舗、避難場所となりうる高さのある既存の建築物の耐震化を進める。	土肥地域	住民	短期	チ																																																								
									④ 逃-2	建物の耐震化やブロック塀の撤去・改善に係る支援	地震の際に危険な建物の耐震化やブロック塀等の撤去・改善の促進に向けて、耐震診断から補強計画策定、耐震補強実施等、一貫して助成を行う。(プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業)	伊豆市全域	伊豆市都市計画課	短期	チ																																																	
																④ 逃-3	倒壊危険な家屋やブロック塀の撤去・改善に関する行政指導	倒壊のおそれのある建物(空き家等)やブロック塀の撤去・改善について、地域の話し合いで解決しない場合には、行政が指導・助言を行います。	伊豆市全域	伊豆市都市計画課	短期	チ																																										
																							④ 逃-4	家具の固定	家の中を点検し、地震で倒れるおそれのある家具等を固定する。	土肥地域	住民	短期	チ																																			
																														④ 逃-5	津波避難者への高層建物の開放	高層の施設の所有者は、津波避難者の受け入れを行う。また、建物の新築や改築の際に、津波からの避難が可能な構造とすることを検討する。	土肥地域	住民・施設所有者	短期	ニ																												
																																					④ 逃-6	津波避難ビル指定	高層の施設所有者の方々の同意のもと、津波襲来の恐れがあるときに、緊急的に一時避難するための津波避難ビルとして指定する。	土肥地域	伊豆市防災安全課・土肥支所	短期	ニ																					
																																												④ 逃-7	避難場所の安全確保	地区内の避難場所の安全性を確保するため、必要な調査を実施する。	土肥地域	伊豆市防災安全課	短期	ニ														
																																																			④ 逃-8	避難場所の整備	避難が困難な地域においては、津波避難タワー等の避難場所の整備を検討する。津波避難タワー整備にあたっては、ビューポイントや地域活性化施設として利用するなど、住民や観光事業者等と平常時の観光資源としての活用方法・活用方法を踏まえた整備方法を検討し、実践する。	土肥地域	住民・観光事業者 伊豆市防災安全課	短期	ニ							
																																																										④ 逃-9	津波避難のための装備の確保	ライフジャケットや救助艇、ライフカプセル等を設置する。	土肥地域	住民	短期	チ

凡例 ④：みんなで考える会で出された意見に基づく対策、④：地震・津波対策が「地域宣言」や地区の意見交換等から出された対策、黄色網掛け：既往計画に位置付けられている国・県の対策、黄緑色網掛け：既往計画に位置付けられている市の対策

※1 実施時期 短期：平成34年度未までに着手、長期：平成35年度以降に着手

※2 法律との関係 イ～ト：「津波防災地域づくりに関する法律」第10条第3項第3号に基づく事業又は事務、チ：その他（法律に記載のない任意事項。イ～トに該当しないもの）



基本方針	アクション	番号	対策名	対策内容	実施箇所	主な実施主体	実施時期※1	法律との関係※2
4 円滑に避難するための避難経路や避難方法の検討	5 避難場所まで安全にたどり着くための避難路の確保	④ 逃-11	照明灯や避難路サインの設置	安全性の高い避難路・避難場所とするため、夜間の避難に備えた照明設備等を設置する。	土肥地域	住民+伊豆市防災安全課	短期	子
		④ 逃-12	津波浸水域表示看板作成	津波の浸水区域を現地で表示することにより、住民や観光客等の避難の備えを促し、防災啓発を図る。	土肥地域	伊豆市防災安全課	短期	子
		④ 逃-13	土砂災害ハザードマップ作成	土砂災害ハザードマップ作成及び各戸配布を行う。	伊豆市全域	伊豆市防災安全課、用地管理課	短期	子
		④ 逃-14	地震・津波避難計画、津波避難地図作成	推進計画より示された観光・防災まちづくりの方向性や避難施設の整備状況を踏まえ、各地区の地震・津波避難計画を策定する。	土肥地域	住民+伊豆市防災安全課	短期	子
		④ 逃-15	避難ルールの検討	避難が困難な地域での避難時間を確保するため、避難のための各自の備えや心得、車による避難等をするための地域のルールづくりに向けた調査・検討を進める。	土肥地域	住民+伊豆市防災安全課	短期	子
		④ 逃-16	観光客の安全な避難方法の検討	観光客を対象とした避難誘導計画の作成、観光従事者への津波避難誘導に係る研修や対応マニュアルの整備、観光マップ等へ津波避難に関する情報の掲載等の検討を進める。	土肥地域	観光事業者+伊豆市観光商工課、防災安全課	短期	子
		④ 逃-17	避難路の管理	防災訓練の際に避難経路を確認し、経路が途絶される危険性のある箇所等を手エックして改善する。また、日頃から避難経路上の清掃活動を行い、避難の支障とならないよう準備する。	土肥地域	住民・観光事業者	短期	二
		④ 逃-18	避難路の整備	大部分が津波による浸水のおそれのある集落については、既存の道路網を踏まえ、避難路の効果的な配置・整備を進める。	土肥地域	住民+伊豆市建設課・都市計画課、防災安全課	短期	二
		④ 逃-19	避難経路の安全性の調査	避難経路上の橋梁の耐震強度の確認や、倒壊の危険のあるブロック塀の調査等を実施する。	土肥地域	住民+伊豆市建設課・都市計画課、防災安全課	短期	二

凡例 ④：みんなで考える会で出された意見に基づく対策、④：地震・津波対策が「地域宣言」や地区の意見交換等から出された対策、黄色網掛け：既往計画に位置付けられている国・県の対策、黄緑色網掛け：既往計画に位置付けられている市の対策

※1 実施時期 短期：平成34年度未までに着手、長期：平成35年度以降に着手

※2 法律との関係 イ～ト：「津波防災地域づくりに関する法律」第10条第3項第3号に基づく事業又は事務、チ；その他（法律に記載のない任意事項。イ～トに該当しないもの）



基本方針	アクション	番号	対策名	対策内容	実施箇所	主な実施主体	実施時期※1	法律との関係※2
生き延びる	1 生き延びるための体制構築	④生-1	被災後生き延びるための計画策定	土肥地域全体が被災後生き延びるための避難所や備蓄等のあり方、地区間の協力、外部からの支援方法、災害ボランティアの受入体制等について、孤立も想定して検討し、生き延びるための計画を策定する。あわせて、訓練等により実効性の向上を図る。	土肥地域	住民・観光事業者＋伊豆市防災安全課・社会福祉課	短期	予
		④生-2	小中一貫校校舎・体育館改修事業	指定避難所である土肥中学校を、小中一貫校として校舎の改修を行う。体育館のガラスは老朽化が著しいため、飛散防止ガラスの入れ替えを行う。	土肥中学校	伊豆市学校教育課	短期	二
		④生-3	小中一貫校校舎・体育館改修に伴う救護所の変更検討	小中一貫校開校に合わせ、現在の土肥小学校から小中一貫校へ、救護所の指定場所の変更を検討する。	土肥中学校	伊豆市健康支援課	短期	二
		④生-4	マンホールトイレの整備	避難所の衛生環境を維持するため、マンホールトイレの設置を検討する。	土肥地区	伊豆市上下水道課	短期	二
	3 備蓄の確保	④生-5	小土肥、八木沢、小下田地区における指定避難所の整備	災害の危険性があり避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させるための指定避難所を確保する。	小土肥、八木沢、小下田地区	伊豆市防災安全課	長期	二
		④生-6	避難所運営方法の検討	避難所運営マニュアルの見直しや避難所運営訓練を実施する。	土肥地域	住民＋伊豆市防災安全課	短期	二
	4 浸水想定区域外における防災拠点の確保	④生-7	避難生活を生き延びる備蓄の確保	早期避難を促し、地区外からの救援物資が速やかに届かない事態も想定した備蓄の確保、備蓄品の安全な保管場所（高台等）や管理方法（住民が備蓄した生活用品を訓練の機会を活用し、維持管理する等）を検討する。	土肥地域	住民＋伊豆市防災安全課	短期	予
		④生-8	観光客も考慮した備蓄の確保	観光客も非常食や水を備蓄し、安全・安心な観光地をPRする。	土肥地域	住民・観光事業者＋伊豆市観光商工課	短期	予
	5 災害に強いネットワーク構築	④生-9	津波被災後の避難生活を送るための拠点の計画への位置づけを行い、事前防災対策としての移転先として活用可能な防災拠点の整備・確保を検討する。	津波被災後の避難生活を送るための拠点の計画への位置づけを行い、事前防災対策としての移転先として活用可能な防災拠点の整備・確保を検討する。	伊豆市全域	伊豆市防災安全課・総合戦略課・都市計画課	長期	八/予
		④生-10	防災・安全交付金（国道道路改築）事業	一般国道136号土肥峠区間の拡幅を行う。 L=1.2km	土肥峠区間2期工区	静岡県	短期	予
		生-11	伊豆縦貫自動車道整備（天城北道路）	伊豆縦貫自動車道大平IC～天城湯ヶ島IC（仮称）間を整備する。 L=5.1km	天城北道路区間	沼津河川国道事務所	短期	予
		生-12	国道136号下船原バイパス整備事業	天城湯ヶ島IC（仮称）から国道136号に接続するバイパスを整備する。 L=0.84km	月ヶ瀬～下船原	静岡県	短期	予
		④生-13	市道出口平石線改良	小土肥入谷地区の市道の拡幅改良を行う。 L=900m	小土肥入谷区	伊豆市建設課・静岡県	短期	予
		④生-14	ヘリポート整備	災害時に救助ヘリの緊急離着陸が可能であり、避難場所としても活用できる場所の確保を検討する。	土肥地域	伊豆市防災安全課	短期	予

凡例 ④：みんなで考える会が出された意見に基づき対策、⑤：地震・津波対策が「地域宣言」や地区の意見交換等から出された対策、黄色網掛け：既往計画に位置付けられている国・県の対策、黄緑色網掛け：既往計画に位置付けられている市の対策

※1 実施時期 短期：平成34年度未までに着手、長期：平成35年度以降に着手

※2 法律との関係 イ～ト：「津波防災地域づくりに関する法律」第10条第3項第3号に基づき事業又は事務、予：その他（法律に記載のない任意事項。イ～トに該当しないもの）



基本方針	アクション	番号	対策名	対策内容	実施箇所	主な実施主体	実施時期※1	法律との関係※2
生き延びる 守る・減らす	6 災害に強いライフライン構築	生-15	上下水道施設整備事業	設備の更新、老朽施設の更新等維持管理を行う。	土肥地域全域	伊豆市上下水道課	短期	子
	7 地籍調査の推進	生-16	地籍調査事業	八木沢地区の津波浸水想定区域を優先して行う。	伊豆市全域	伊豆市用地管理課	短期	ハ
	1 海岸保全施設・河川管理施設の検討	守-1	レベル1津波に対する津波対策施設(海岸・河川)の検討	施設新設、嵩上げ対策、液状化対策、粘り強い構造への改良、津波対策水門の新設に係る検討を行う。 検討にあたっては、住民、観光事業者、行政による地域での合意形成を図りながら、整備の必要性も含めた議論が行えるよう配慮する。	土肥港海岸山川火振川	静岡県 +住民・観光事業者	短期	イ
			レベル1津波に対する津波対策施設(海岸・河川)の検討	嵩上げ対策、液状化対策、粘り強い構造への改良、津波対策水門の新設、津波対策水門の耐震化に係る検討を行う。 検討にあたっては、住民、観光事業者、行政による地域での合意形成を図りながら、整備の必要性も含めた議論が行えるよう配慮する。	八木沢漁港海岸 松原川 八木沢大川	静岡県 ・伊豆市建設課 +住民・観光事業者	短期	イ
		守-3	レベル1津波に対する津波対策施設(海岸)の検討	液状化対策、粘り強い構造への改良に係る検討を行う。 検討にあたっては、住民、観光事業者、行政による地域での合意形成を図りながら、整備の必要性も含めた議論が行えるよう配慮する。	小下田漁港海岸	静岡県 ・伊豆市建設課 +住民・観光事業者	長期	イ
			レベル1津波に対する津波対策施設(河川)の検討	河川堤防嵩上げ、河川堤防の粘り強い構造への改良に係る検討を行う。 検討にあたっては、住民、観光事業者、行政による地域での合意形成を図りながら、整備の必要性も含めた議論が行えるよう配慮する。	小土肥大川	静岡県 +住民・観光事業者	長期	イ
	2 津波防護施設の検討	守-5	津波防護施設の検討	海岸や河川以外で、津波災害を防ぎ、被害を減らすため、既存の道路に盛土や胸壁などをとり取り付けた施設となる津波防護施設整備・指定の検討を行う(静岡県が指定)。 検討にあたっては、住民、観光事業者、行政による地域での合意形成を図りながら、整備の必要性も含めた議論が行えるよう配慮する。	八木沢地区	静岡県 ・伊豆市建設課 +住民・観光事業者	長期	ロ
			3 港湾施設の維持管理	守-6	港湾改修事業(老朽化対策等)	緊急輸送岸壁の大藪岸壁の改修(延命化)をするため、床版等の補修を行う。	土肥港大藪岸壁	静岡県
	4 土砂災害対策の推進	守-7	港湾施設維持修繕	土肥港湾施設の維持修繕を実施する。	土肥港大藪岸壁	静岡県	短期	イ
			港湾海岸陸間水門管理	土肥港に設置された陸間及び水門の点検を実施する。	土肥港	静岡県	短期	イ
守-9		県単治山土肥小山洞工事	土肥中学校の裏山に治山施設を設置する。	土肥港大藪岸壁	静岡県	短期	イ	
		県単急傾斜久保NO.3工事	駿豆学園の裏山に急傾斜崩壊対策施設を設置する。	土肥屋形区 小下田下村区	伊豆市建設課 伊豆市建設課	短期 短期	イ イ	

凡例 ㊦：みんなで考える会で出された意見に基づく対策、㊧：地震・津波対策がらばる“地域宣言”や地区の意見交換等から出された対策、黄色網掛け：既往計画に位置付けられている国・県・市の対策、黄緑色網掛け：既往計画に位置付けられている市の対策

※1 実施時期 短期：平成34年度未までに着手、長期：平成35年度以降に着手

※2 法律との関係 イ～ト：「津波防災地域づくりに関する法律」第10条第3項第3号に基づく事業又は事務、子：その他(法律に記載のない任意事項、イ～トに該当しないもの)





## 第6章 推進計画実現に向けた今後の進め方

### 1 今後さらに検討が必要な事項

本推進計画に示すハード・ソフト対策のうち、以下の対策については、地区住民や伊豆市等のみで判断することが困難な事項であり、今後地区住民や伊豆市等が連携しながら具体化に向けた検討をさらに深めていくことが必要になると考えています。

なお、これら検討事項は、地区住民や伊豆市等との協議・調整を進めていく中で変更したり、新たな検討事項が追加されたりすることがあるものと考えています。

**リスクと共生するための暮らし方・住まい方をさらなる工夫を行い、正しく理解してもらいながら地域になじむよう知恵を出し合います！**

◆共-13：リスクと共生するためのゾーニングの検討

共-14：海のまち安全避難エリア（津波災害警戒区域）

共-15：海のまち安全創出エリア（津波災害特別警戒区域）

共-16：津波に強いまちづくりのための独自の建築ルールの検討

共-17：リスクと共生するためのゾーニングに関する周知活動の実施

共-20：全国に土肥地域の先駆的な取組をみんなで伝え・興味を持っていただくための積極的な情報発信

#### 【実施主体】

住民、観光事業者、伊豆市（防災安全課・都市計画課・観光商工課）、静岡県

#### 【次年度以降の検討事項】

- ①津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の指定に向けた前向きな検討とあわせて、地域へ本推進計画や津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の周知活動の実施や、津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域を指定した場合に、市外の方に正しく理解してもらうための情報発信の方法について検討
- ②津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域を正しく知り・理解するため、住民、事業者、行政が連携し、住民や事業者・観光客等への周知活動を実施  
あわせて住民、事業者等から『愛称』を募集し、住民・事業者・観光客等の投票によって選定し、周知活動等において活用
- ③「ジャパン・レジリエンス・アワード」や「濱口梧陵国際賞」への応募や学会での発表を通じ、土肥地域の先駆的で前向きな地域主体の取組となる“観光防災まちづくり”を全国へ積極的にアピール
- ④津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の指定と『愛称』の設定がされた場合に、区域内のリスクへの正しい理解、安全性を高めるための工夫等について検討
- ⑤住宅等についてさらに強化を図るエリアを抽出し、強化するための方法等を検討

## 観光と防災の共生に向けた対策を実践するための議論を進めます！

### ◆共-1：地域の特性を踏まえた避難訓練の企画・実施

共-19：観光客の避難誘導や帰宅までのサポート体制の構築等、災害時のおもてなし施策の検討

共-22：観光防災を組み合わせたツアーの創造

逃-16：観光客の安全な避難方法の検討

#### 【実施主体】

観光事業者、住民、伊豆市（防災安全課・観光商工課）

#### 【次年度以降の検討事項】

- 実施中** ①観光客の避難から帰宅に向けた対応、観光事業と連携した観光客の安全確保に向けた方策について、観光事業者等や地区住民を中心とした災害対応を検討
- 実施中** ②観光事業者等や地区住民を災害対応の実効性を確認するための訓練等の実施
- ③防災と連携した観光事業の検討、試行

## 将来のまちの姿（構造）についての議論を進めます！

### ◆共-13：リスクと共生するためのゾーニングの検討

共-18：浸水想定区域外における住宅用地の確保及び安全・安心なまちの構造に関する検討

#### 【実施主体】

伊豆市（防災安全課・都市計画課）

#### 【次年度以降の検討事項】

- ①地域における災害に強い暮らし方・住まい方、まちを構成する機能の配置等の検討
- ②災害リスクと暮らし方・住まい方等に関する住民意識等の調査
- ③既往計画等への検討結果の反映（必要に応じて、支援策を検討）

## 必要性も含め、津波対策施設の議論を慎重に行います！

### ◆守-1, 2, 3, 4：レベル1津波に対する津波対策施設（海岸・河川）の検討

#### 【実施主体】

住民、静岡県、伊豆市

#### 【次年度以降の検討事項】

- ①防潮堤や河川堤防による観光や環境、地域生活等への影響についての調査
- ②調査結果を踏まえた、防潮堤・河川堤防整備の必要性を考える地域の合意形成（必要性の検討結果を踏まえ、施設整備の内容や代替するための施策を検討）

## 2 推進体制

今後さらに検討が必要な事項の検討にあたっては、『伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画』の検討体制を活用し、各関係者が連携・協力しながら推進計画における対策の実現を目指します。

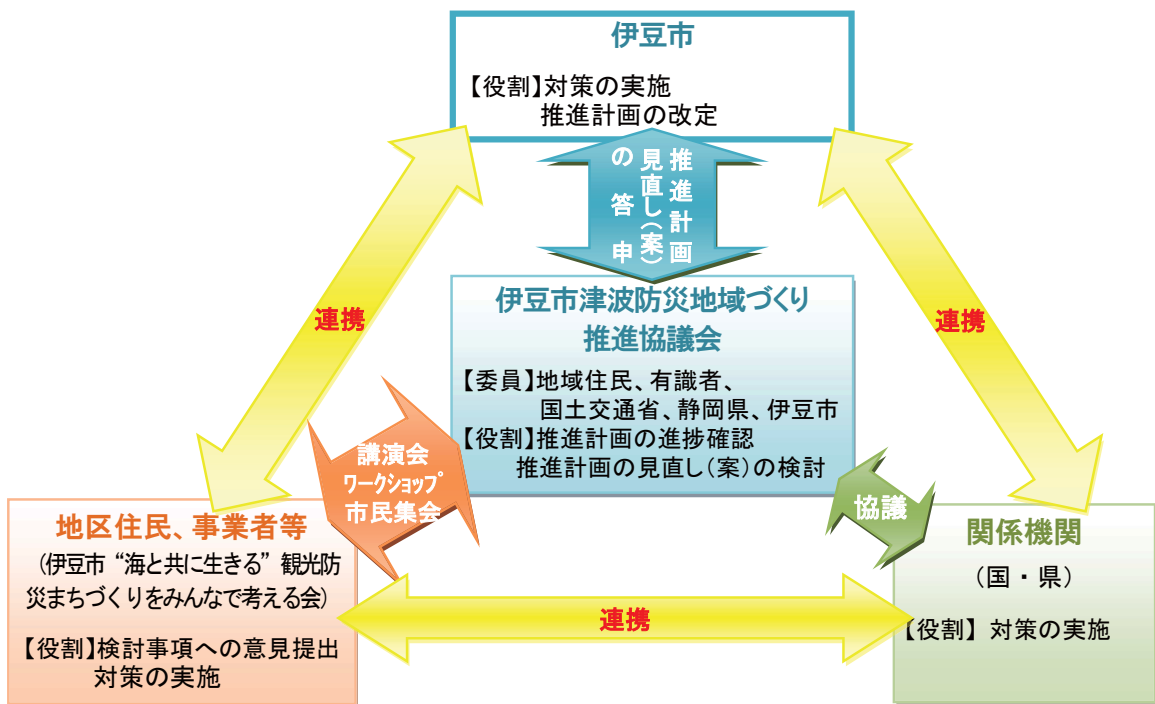


図 推進計画実現に向けた推進体制

### 3 推進計画の評価・検証

本推進計画に位置付けられた個々の対策については、今後、地区住民・事業者・伊豆市・関係機関が連携しながら進捗を図っていくこととなります。

また、本推進計画は、環境・観光・防災のバランスのとれたまちづくりを進めるうえでの方向性や取り組みを示しているため、第2次伊豆市総合計画や伊豆市都市計画マスタープラン、都市計画の見直し、伊豆市コンパクトタウン&ネットワーク構想等の市の既往計画と関連した内容となっています。

そのため、今後は「伊豆市津波防災地域づくり推進協議会」により、定期的に進捗状況の評価・検証し、対策の進捗や関連する既往計画の改定、新たな知見に基づく浸水想定公表等があった場合には、「伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくりをみんなで考える会」におけるワークショップによる意見交換や関係機関との調整等を通して、適宜『伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画』の見直しを行います。

このように、計画（Plan）・実施（Do）・検証（Check）・改善（Action）のPDCAサイクルを継続的に行うことで、地区住民・事業者・伊豆市・関係機関が一体となりつくる『観光、環境、防災のバランスがとれた海と共に生きるまち』の実現を目指します。

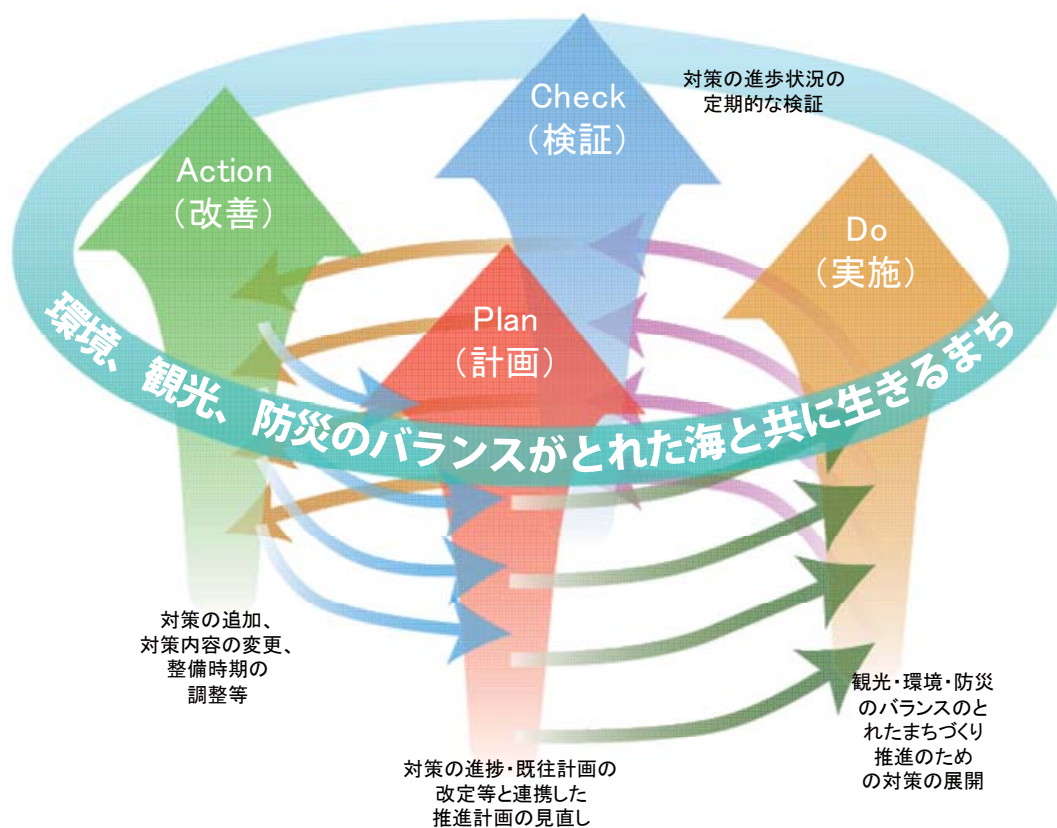


図 継続的なPDCAサイクルによる推進計画実現イメージ